

北海道
森林土木工事共通仕様書

令和6年4月版

北海道水産林務部

第1編 森林土木工事共通仕様書 (本文)

第1章 總則

第1章 総則

1 総 則

1-1 適用	総1
1-2 用語の定義	総1
1-3 設計図書の照査等	総3
1-4 請負代金内訳書	総4
1-5 工事工程表	総4
1-6 施工計画書	総4
1-7 契約図書に基づく処理方法	総5
1-8 コリンズへの登録	総5
1-9 工事監督員	総6
1-10 現場技術員	総6
1-11 工事用地等の使用	総6
1-12 工事着手	総6
1-13 工事の下請負	総7
1-14 施工体制台帳及び施工体系図	総7
1-15 受注者相互の協力	総7
1-16 調査・試験に対する協力	総7
1-17 工事の一時中止	総8
1-18 設計図書の変更等	総8
1-19 工期変更	総8
1-20 支給材料及び貸与品	総9
1-21 工事現場発生品	総9
1-22 建設副産物	総10
1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会等	総11
1-24 数量の算出及び出来形図	総12
1-25 工事完成検査	総12
1-26 でき形部分等検査及び指定部分検査	総13
1-27 中間検査	総13
1-28 部分使用	総13
1-29 施工管理	総13
1-30 履行報告	総14
1-31 使用人等の管理	総14
1-32 工事中の安全確保	総14
1-33 爆発及び火災の防止	総16
1-34 後片付け	総16
1-35 事故報告書	総16
1-36 環境対策	総16
1-37 文化財の保護	総19
1-38 交通安全管理	総19

1-39	施設管理	総22
1-40	諸法令の遵守	総22
1-41	官公庁等への手続等	総25
1-42	施工時期及び施工時間の変更	総25
1-43	工事測量	総25
1-44	林班界標等の保護	総26
1-45	提出書類	総26
1-46	天災及びその他不可抗力による損害	総27
1-47	特許権等	総27
1-48	保険の付保及び事故の補償	総27
1-49	法定外の労災保険の付保	総27
1-50	社内検査	総28
1-51	道産品の使用	総28
1-52	環境物品の使用	総28
1-53	季節労働者等の雇用	総29
1-54	技能士の活用	総29
1-55	起終点杭又は竣工杭の設置	総29
1-56	前生樹の保存	総29
1-57	工事特性・創意工夫・社会性等	総29
1-58	特定外来生物（植物）について	総29
1-59	暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	総31
1-60	北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進	総31
1-61	ワンデーレスpons・労働環境改善の取組み	総31
	段階確認一覧表	総33
	工事施工協議簿	総34
	立会願	総35
	段階確認願	総36
	請負工事社内検査実施結果報告書	総37
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	総38
	「特定外来生物の防除」の看板（記載例）	総39
	特定外来生物の防除従事者証交付願	総40
	「特定外来生物の防除従事者証」	総41

第1章 総 則

1 総 則

1-1 適 用

- 1 森林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、北海道水産林務部が発注する森林土木工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用に当たっては、「北海道水産林務部請負工事監督要領」（以下「監督要領」という。）及び「北海道請負工事検査要領（以下「検査要領」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（工事完成検査、でき形部分等検査）に当たっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 契約書、特記仕様書、図面、又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は工事監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、端数処理の方法が（ ）内に示されたものと異なる場合は、工事監督員と協議しなければならない。

1-2 用語の定義

- 1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行う者で、主任監督員、監督員を総称している。
- 2 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 3 「設計図書」とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 4 「図面」とは、入札に際して発注者が示した位置図・設計図及び参考図、発注者から変更又は追加された位置図・設計図及び参考図、設計図のもととなる計算書及び工事数量総括表等をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、工事監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 5 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。
- 6 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 7 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要件を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき工事監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し工事監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

- 8 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 9 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明において入札参加者が提出した契約条件等に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 11 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 12 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 13 「提出」とは、受注者が工事監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 14 「報告」とは、受注者が工事監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- 15 「提示」とは、工事監督員が受注者に対し、又は受注者が工事監督員又は検査員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 16 「通知」とは、発注者又は工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- 17 「連絡」とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第17条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。
- 18 「納品」とは、受託者が工事監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
- 19 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 20 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものと有効とする。
- (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。
- 21 「工事帳票」とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- 22 「確認」とは、工事監督員、検査員又は受注者が契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- 23 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、工事監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 24 「施工検査」(以下「検査」という。)とは、契約図書に示された項目について、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が臨場等により、出来形、品質、数値等を確認することをいう。
- 25 「段階確認」とは、契約図書に示された施工段階において、工事監督員が臨場若しくは机上により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 26 「工事完成検査」とは、検査員が契約書第30条、第36条、第37条に基づいて受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。
- 27 「検査員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき、工事完成検査を行うために発注

- 者が定めた者をいう。
- 28 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、工事監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 29 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 30 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 31 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。
- 32 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 33 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 34 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 35 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所をいう。
- 36 「現場代理人」とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取締り及び契約関係実務を処理する受注者の代理人をいう。
- 37 「ワンデーレスポンス」とは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。1日で対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
- 38 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。
- 39 「J A S規格」とは、日本農林規格をいう。
- 40 「S I」とは、国際単位系をいう。
- 41 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

1－3 設計図書の照査等

- 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。貸与した原図若しくは電子データは受注者の責任で保管し、原図若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。
- 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。
- 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。
- 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を工事監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－4 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1－5 工事工程表

受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有しなければならない。

工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（1）～（5）に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- （1）受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- （2）著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- （3）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- （4）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- （5）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

1－6 施工計画書

1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

2 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- （1）工事概要
- （2）計画工程表
- （3）現場組織表（施工体系図を含む）
- （4）指定機械
- （5）主要機械
- （6）主要資材
- （7）施工方法（仮設備計画、工事用地等を含む）
- （8）施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む）
- （9）緊急時の体制及び対応
- （10）安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
- （11）交通管理（資材等の過積載防止対策を含む）
- （12）環境対策
- （13）現場作業環境の整備
- （14）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- （15）社内検査

(16) その他

なお、コンクリート橋上部（主桁製作）工事においては、10-7-3の1「コンクリート主桁製作工 一般事項」に記載されている事項を追加するものとする。

3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でもよいものとする。

4 工事監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

5 受注者は、鋼橋の架設、コンクリート橋の架設に当たって、次の事項を記載した架設計画書を提出しなければならない。

- (1) 使用材料
- (2) 使用機械
- (3) 架設方法
- (4) 労務計画
- (5) 安全衛生計画

なお、設計図書に示した場合、又は工事監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部又は一部を省略することができるものとする。

6 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。

1-7 契約図書に基づく処理方法

受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。

1-8 コリンズへの登録

受注者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」によりコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）」等の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録

機関に申請登録しなければならない。

1-9 工事監督員

- 1 当該工事における工事監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 2 工事監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は工事監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行なえるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により工事監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
- 3 工事監督員及び受注者は、ワンデーレスponsに努めるものとする。

1-10 現場技術員

受注者は、設計図書で施工管理業務を建設コンサルタント等に委託し現場技術員の配置が明示された場合、又は工事監督員から現場技術員を配置する旨の指示があった場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が工事監督員に代わり現場に臨場し、立会い等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は契約書第8条に規定する工事監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しないものである。
- (2) 工事監督員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は、工事監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (3) 工事監督員の指示により、受注者が工事監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-11 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は工事監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において発注者自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべく請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-12 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日ま

でに工事に着手しなければならない。

1-13 工事の下請負

1 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
- (2) 下請負人は、北海道が行う指名競争入札に関する指名停止期間中でないこと、暴力団関係事業者等（暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。）でないこと、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと

- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること

2 受注者が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、下請負人などの利益を保護するよう努めるものとする。

なお、下請契約を締結する際には、適切な請負代金による下請契約の締結に努めなければならない

1-14 施工体制台帳及び施工体系図

1 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金額が200万円以上になるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、施工体制の一層の適正化を図るため、下請契約を締結する全ての工事は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

3 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年2月24日付け建管第1504号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

1-15 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-16 調査・試験に対する協力

1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対し、工事監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

2 受注者は、当該工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても、同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 受注者は、北海道が発注する公共工事現場での軽油取引税の燃料抜取調査（地方税法第700条の8）が実施される場合には、これに協力しなければならない。

4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に工事監督員に説明しなければならない。

また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に工事監督員へ説明しなければならない。

1-17 工事の一時中止

1 発注者は、契約書第19条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象による工事の中止については、契約書第25条により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる。

3 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-18 設計図書の変更等

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-19 工期変更

1 契約書第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項の規定に基づく工期の変更

について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-20 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前にあって工事工程上支給材料の精算が行えるものについては、その時点）には、支給材料精算書を工事監督員に提出しなければならない。
- 4 契約書第14条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。
- 5 受注者は、契約書第14条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、工事監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-21 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、工事監督員に提出するとともに、設計図書又は工事監督員の指示する場所で工事監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、工事監督員に報告し、工事監督員が引き

渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、工事監督員の提出するとともに、工事監督員の指示する場所で工事監督員に引き渡さなければならない。

1-22 建設副産物

- 1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要領」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、適正に処理するとともに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト及び電子マニフェスト）を交付し、適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付けられた工事については、以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により分別解体等を実施しなければならない。また、分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者、又は解体工事業登録を受けた者とし、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督をさせなければならない。
 - (2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。なお、工事状況及び再資源化施設の状況等により、設計図書の定めにより難い場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、支出負担行為担当者と協議しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書において発生しないものとしている種類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材であっても、受注者の都合により実際に発生させ、資材等として有効利用せず、廃棄物として再資源化施設等に搬出する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要事項を記載して、支出負担行為担当者の確認を受けなければならない。
- 5 施工計画書に記載する建設廃棄物における適正処理計画の項目は、次のとおりとする。
 - (1) 工事概要
 - ア 工事名称、工事場所、工期
 - イ 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名
 - ウ 工事数量
 - エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

- (2) 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等
- (3) 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等
- (4) 他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法
- (5) 委託処理
 - ア 収集運搬業者（積替え・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
 - イ 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
 - ウ 処分施設の現地確認方法
- (6) その他必要事項
- (7) 添付書類
 - ア 産業廃棄物処理委託契約書（写し）
 - イ 処理業者の許可証（写し）

- 6 建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理すること。
- 7 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書にその写しを添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。
- 8 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。
- 9 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

- 10 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施計画書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに、5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。

※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難い場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。

1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等

- 1 受注者は、契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、あらかじめ別に定める立会願を工事監督員に提出しなければならない。
- 2 工事監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又資料の提出を請求できるものとし、受注者は

これに協力しなければならない

- 3 受注者は、工事監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を自らの費用で整備するものとする。なお、工事監督員が製作工場において立会い及び工事監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会いの時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合は、この限りではない。
- 5 受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、工事監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、契約書第16条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、表1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定されてた事項においても同様とすること。
 - (2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願を、工事監督員に提出しなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機械を提供しなければならない。

- 7 工事監督員は、契約図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、工事監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し、確認を受けなければならない。

1-24 数量の算出及び出来形図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。
- 3 出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、森林土木工事施工管理基準の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
- 4 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

1-25 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第30条の規定に基づき、工事完成通知書を工事監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成通知書を工事監督員を通じて発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第16条第1項の規定に基づき、工事監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた施工管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。

- 3 工事監督員は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、受注者の臨場の上、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、北海道請負工事検査要領及び北海道水産林務部請負工事検査方法書（以下検査要領等）に基づいて工事完成検査を行うものとする。
- 5 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受注者に指示することができるものとする。
- 6 受注者は、当該工事完成検査については、1－23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第3項の規定を準用するものとする。

1－26 でき形部分等検査及び指定部分検査

- 1 受注者は、契約書第36条に規定する部分払の確認の請求を行った場合はでき形部分等に係る検査を、契約書第37条に規定する指定部分の工事完成届けを提出した場合は指定部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第36条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の進捗状況を工事監督員に報告し、確認を受けなければならない。
- 3 工事監督員は、でき形部分等検査及び指定部分検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 検査員は、検査要領等に基づいて、でき形部分等検査及び指定部分検査を行うものとする。
- 5 受注者は、当該部分検査については、1－23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第3項の規定を準用するものとする。

1－27 中間検査

- 1 受注者は、設計図書において中間検査を行うものと指定された工事及び発注者が必要があると認めた時は検査要領等に基づく中間検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告するものとする。
- 3 工事監督員は、受注者の報告に基づき、中間検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 受注者は、当該中間検査については、1－23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第3項の規定を準用するものとする。

1－28 部分使用

- 1 発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約書第32条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、検査要領等に基づく部分使用検査を受けるものとする。
- 3 工事監督員は、部分使用検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4 受注者は、当該部分使用検査については、1－23「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」第3項の規定を準用するものとする。

1－29 施工管理

- 1 受注者は、施工計画書に示した作業手順に従って施工し、施工管理を行なわなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に適合する工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

3 受注者は、第2編「森林土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、また、写真管理基準により森林土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、森林土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、工事監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-30 履行報告

受注者は、契約書第10条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（第2編森林土木工事施工管理基準4工事旬報）に基づき作成し、工事監督員に提出するものとする。

1-31 使用人等の管理

- 1 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない。
- 3 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-32 工事中の安全確保

- 1 受注者は、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通達、平成29年11月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施行企画課長通達、平成17年3月）及びJISA 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にし、又リスクアセスメントを実施する等、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年）を参考にして災害の防止を図らなければならない。
- 4 森林土木工事に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、工事現場における事故防止のため、工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、柵、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は

作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

- 10 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。
- (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育
 - (2) 当該工事内容の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関、並びにライフライン等の施設管理者と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。また、関係者及び関係機関より通知等があった場合は、工事監督員へ報告するものとする。
- 12 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 13 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年7月改定 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。
- 14 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に融雪、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならぬ。
- 15 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 16 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し工事監督員に報告しなければならない。
- 17 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、工事監督員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 18 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに工事監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
- 19 受注者は、工事に当たっては、工事標識等を設置するものとし、その設置基準については、第3編「付表」の1「工事標識等の設置基準」を参考にするものとする。

1-33 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち工事監督員に使用計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に、火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

1-34 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、工事監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

1-35 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに工事監督員に報告するとともに、工事事故報告書を工事監督員に速やかに提出しなければならない。

1-36 環境対策

- 1 受注者は工事における環境負荷の低減のため、施工計画及び工事の実施の各段階において十分検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。
 - ①野生生物への配慮
 - ②自然景観への配慮
 - ③大気環境等への配慮
 - ④水環境への配慮
 - ⑤省資源・省エネルギーへの配慮
 - ⑥廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮
- 2 受注者は、当該工事の施工にあたり、大気汚染、水質汚濁について、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例等の規定を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）の規定の適用を原則とする。

低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

表 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定市町（参考）

振興局名	指定市町名	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町	9市 8町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、吉平町、余市町	1市 5町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	4市 6町
日高	日高町、浦河町、新ひだか町	3町
渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町	2市 6町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町	4市 8町
留萌	留萌市、増毛町、羽幌町	1市 2町
宗谷	稚内市、枝幸町	1市 1町
オホーツク	北見市、網走市、紋別市、美深町、斜里町、遠軽町、興部町、雄武町、大空町	3市 6町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町	1市 12町
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町	1市 5町
根室	根室市、別海町、中標津町	1市 2町

※平成29年5月1日現在（参考）

※上表は参考であり、適用に当たっては、別途独自の基準を定めている場合もあるため、必ず工事施工箇所の市町村において規制地域等の有無を確認すること。

※参考 HP http://envgis.ies.hro.or.jp/ssa/index_data1.asp

4 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 受注者は、工事の施工に当たり次表に示す建設機械を使用する場合は、次表の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国

土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できることを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。

表 排出ガス対策型機械(一般)

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーチュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイルクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

(2) 受注者は、使用建設機械の排出ガス対策型建設機械指定の有無を当該工事の施工計画書に記載し工事監督員に提出するとともに、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械(以下「排対機械等」という。)を使用したことを証明する施工状況写真を検査時に提出しなければならない。

(3) 受注者は、排対機械等を使用できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。

5 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1-40「官公庁等への手続等 第6項及び第7項の規定」に従い対応しなければならない。

6 工事監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提出しなければならない。

7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用す

るときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、これを提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請者等に関係法令等を遵守させるものとする

8 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

9 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を水中等に投棄してはならない、落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

1-37 文化財の保護

1 受注者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、当該工事に従事する者などに文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、工事監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1-38 交通安全管理

1 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする

2 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

3 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘警備導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

4 交通安全等輸送計画

受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。

5 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和3年9月内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）、「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）及び「Ⅲ編 付表1 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。

受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。

6 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7 工事用道路供用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

9 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

11 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の幅轍（ふくそう）している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。

13 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。

14 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5 m
長さ	12.0 m
高さ	3.8 m（ただし、指定道路については4.1 m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路について は、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8 m未満の場合は18 t 隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m以上で、かつ、当該 隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t、 1.8 m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0 m

15 不法無線局及び無線局の運用違反対策

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

16 交通規制等

- (1) 受注者は、道路の一部の車線又は4車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合は、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では200 m以内、郊外部では400 m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他の工事については、これに準ずるものとする。
- (2) 受注者は、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適切な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。

なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかなければならない。

(4) 交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。

17 交通誘導警備員の資格

現道に係わる工事現場においては、交通誘導業務は原則として、警備会社に所属する警備員が行わなければならない。

受注者は、市街地（人口集中地区(DID 地区)及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。

(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。

(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。

やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。

18 児童の安全対策

(1) 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して、児童に注意を喚起しなければならない。

(2) 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網または柵を設置するなどして事故防止に努めること。

19 老人または身体障害者対策

受注者は、老人または身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。

1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第32条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について工事監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第8条の規定に基づき処理させるものとする。

1-40 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 地方自治法 | (令和4年12月改正 法律第101号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正 法律第14号) |

(5) 労働安全衛生法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(6) 作業環境測定法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(7) じん肺法	(平成30年 7 月改正 法律第 71 号)
(8) 雇用保険法	(令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
(10) 健康保険法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)
(14) 道路法	(令和 3 年 3 月改正 法律第 49 号)
(15) 道路交通法	(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)
(16) 道路運送法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号)
(17) 道路運送車両法	(令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第 76 号)
(19) 地すべり等防止法	(平成29年 6 月改正 法律第 45 号)
(20) 河川法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)
(21) 海岸法	(平成30年12月改正 法律第 95 号)
(22) 港湾法	(令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号)
(23) 港則法	(令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)
(24) 水路業務法	(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)
(25) 漁港漁場整備法	(平成30年12月改正 法律第 95 号)
(26) 下水道法	(令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号)
(27) 航空法	(令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)
(28) 公有水面埋立法	(平成26年 6 月改正 法律第 51 号)
(29) 軌道法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
(30) 森林法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
(31) 環境基本法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
(32) 火薬類取締法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(33) 大気汚染防止法	(令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)
(34) 騒音規制法	(平成26年 6 月改正 法律第 72 号)
(35) 水質汚濁防止法	(平成29年 6 月改正 法律第 45 号)
(36) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年 6 月改正 法律第 72 号)
(37) 振動規制法	(平成26年 6 月改正 法律第 72 号)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(39) 文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)
(40) 砂利採取法	(平成27年 6 月改正 法律第 50 号)
(41) 電気事業法	(令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)
(42) 消防法	(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
(43) 測量法	(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
(44) 建築基準法	(令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)
(45) 都市公園法	(平成29年 5 月改正 法律第 26 号)

- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(令和3年5月改正 法律第37号)
- (47) 土壌汚染対策法
(平成29年6月改正 法律第45号)
- (48) 駐車場法
(平成29年5月改正 法律第26号)
- (49) 海上交通安全法
(令和3年6月改正 法律第53号)
- (50) 海上衝突予防法
(平成15年6月改正 法律第63号)
- (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(令和3年5月改正 法律第43号)
- (52) 船員法
(令和3年5月改正 法律第43号)
- (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
(平成30年6月改正 法律第59号)
- (54) 船舶安全法
(令和3年5月改正 法律第43号)
- (55) 自然環境保全法
(平成31年4月改正 法律第20号)
- (56) 自然公園法
(令和3年5月改正 法律第29号)
- (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(令和3年5月改正 法律第37号)
- (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(令和3年5月改正 法律第36号)
- (59) 河川法施行法 抄
(平成11年12月改正 法律第160号)
- (60) 技術士法
(令和元年6月改正 法律第37号)
- (61) 漁業法
(令和3年5月改正 法律第47号)
- (62) 空港法
(令和4年6月改正 法律第62号)
- (63) 計量法
(平成26年6月改正 法律第69号)
- (64) 厚生年金保険法
(令和3年6月改正 法律第66号)
- (65) 航路標識法
(令和3年6月改正 法律第53号)
- (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(令和4年5月改正 法律第46号)
- (67) 最低賃金法
(平成24年4月改正 法律第27号)
- (68) 職業安定法
(令和4年3月改正 法律第12号)
- (69) 所得税法
(令和4年6月改正 法律第71号)
- (70) 水産資源保護法
(平成30年12月改正 法律第95号)
- (71) 船員保険法
(令和3年6月改正 法律第66号)
- (72) 著作権法
(令和3年6月改正 法律第52号)
- (73) 電波法
(令和4年6月改正 法律第70号)
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法
(令和4年4月改正 法律第32号)
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(令和4年3月改正 法律第12号)
- (76) 農薬取締法
(令和元年12月改正 法律第62号)
- (77) 毒物及び劇物取締法
(平成30年6月改正 法律第66号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成29年5月改正 法律第41号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年6月改正 法律第35号)

(80) 警備業法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(81) 個人情報の保護に関する法律	(令和4年5月改正 法律第54号)
(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和2年6月改正 法律第42号)
(83) 都市計画法	(令和4年11月改正 法律第87号)
(84) 土地収用法	(令和3年6月改正 法律第63号)
(85) 民法	(令和4年12月改正 法律第102号)
(86) 地方税法	(令和5年3月改正 法律第1号)
(87) 電気通信事業法	(令和4年6月改正 法律第70号)

- 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。
- 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに工事監督員と協議しなければならない。

1-41 官公庁等への手続等

- 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は工事監督員の指示を受けなければならない。
- 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に工事監督員に提示しなければならない。
- 受注者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得たときは、その写しを工事監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、手続き許可承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時工事監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-42 施工時期及び施工時間の変更

- 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と協議するものとする。
- 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に現道上の工事又は工事監督員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって工事監督員に提出しなければならない。

1-43 工事測量

- 受注者は、工事着手後すみやかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置

及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、工事監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を工事監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は必要に応じて、工事の施工に必要な基準点等に対し、引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷がないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、工事監督員へ報告し、速やかに水準測量等を実施し、復元しなければならない。
- 3 受注者は、特に関連する施設管理者が異なる工事の場合、工事目的物の明示された設計条件が関連する施設に対する関係諸法令に合致しているか確認しなければならない。

また、当該工事に関連する施設における基準点及び水準点等資料を入手し、当該工事との差異について確認結果を工事監督員へ報告すること。

- 4 受注者は、測量標（仮BM）の設置に当たって、位置および高さの変動のないようにしなければならない。
- 5 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、工事監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、工事監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 6 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 7 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 8 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

1-44 林班界標等の保護

受注者は、林班界標及び境界標等を破損、移設をしてはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は工事監督員及び関係者の指示に従わなければならない

1-45 提出書類

- 1 受注者は、提出書類を工事請負契約の標準様式集等に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示する様式によるものとする。
- 2 受注者は、施工管理（出来形管理、品質管理）の結果を、北海道森林土木工事共通仕様書第3編「付表」の5「管理データ様式」に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道森林土木工事共通仕様書第2編森林土木工事施工管理基準に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道森林土木工事共通仕様書第3編「付表」の5「管理データ様式」に示されていない場合についても。同様とする。
- 1 契約書第8条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、受領委任承諾願、遅延利息請求書、工事監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-46 天災及びその他不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書を工事監督員を通じて発注者に通知するものとする。
- 2 契約書第28条第4項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、1-32「工事中の安全確保」及び契約書第25条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-47 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月13日改正法律第52号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-48 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、支出負担行為担当者へ掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。また、工事完成時後、速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

1-49 法定外の労災保険の付保

- 1 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。
- 2 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 3 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。
- 4 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 5 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

6 発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

1-50 社内検査

- 1 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所について自主的に社内検査を行い、その結果を工事監督員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書に社内検査員の氏名、身分（役職）、資格、経歴及び検査箇所、検査数量等を記載するとともに、資格証書の写しを添付し、工事監督員に提出しなければならない。
- 3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。
 - (1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が4,000万円未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。
 - (2) 下請負代金額が4,000万円以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。なお、同等の能力と経験を有する者とは、公共工事の発注者としての実務経験（発注機関での在籍期間）が20年以上で、その内、指導・監督的な立場（係長級以上）で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験（監督、検査等業務の経験）を有している者とする。
 - (3) 社内検査員は、受注者の社内の者を原則とするが、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得た上で、社外の者とすることができる。
- 4 社内検査員は、原則として工事完成検査に立会するものとする。
- 5 社内検査結果は、別に定める「請負工事社内検査実施結果報告書」にとりまとめ、検査状況写真を添付の上、検査の都度、工事監督員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1-51 道産品の使用

- 1 道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上極めて重要であるため、受注者は、使用材料については、道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品・木製型枠及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。
- 2 工事目的物や仮設、準備工（型枠工、工事看板、掲示板、測量杭、丁張り等）についても、性能・機能に支障のない範囲において道産間伐材（木材）を積極的に活用するものとする。

1-52 環境物品の使用

- 1 受注者は、設計図書に定めが無い場合であっても、使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく「環境物品等」を優先的に使用するよう努めること。
- 2 受注者は、基本方針に基づき木材又は木材を原料とする資材を使用する場合にあっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。
- 3 受注者は、前記2項における木材の合法性証明にあたっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月 林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けとるとともに、証明書類を工事完了年度の翌年度から起算して5

年間保管するものとする。

1-53 季節労働者等の雇用

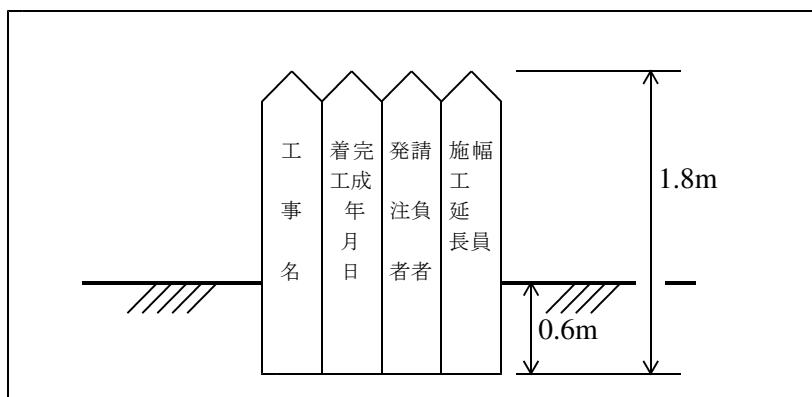
受注者は、工事の施工に際して、現地の公共職業安定所と密接な連携をとり、季節労働者雇用開発促進地域の離職者などを積極的に雇用するよう努めるものとする。

1-54 技能士の活用

受注者は、工事目的物の品質の向上を図るために、全ての工事において、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努めるものとする。

1-55 起終点杭または竣工杭の設置

- 1 受注者は、工事完成後原則として工事名、着工及び完成年月日、発注者名及び受注者名、施工延長及び幅員を記載した9cm角の白色の標識を立てるものとする。角柱は、起終点に各1本ずつ立てるものとする。
- 2 橋梁下部のみの工事などの場合は、竣工杭を立てるものとする。この場合の記載内容等は前項に準じるが、施工延長及び幅員に替えて「橋脚工〇基」などと記載する。なお、竣工杭の本数は工事監督員の指示によるものとする。
- 3 起終点杭又は竣工杭に使用する角柱は、道内産の間伐材を優先的に使用するよう努めること。



1-56 前生樹の保存

受注者は、工事の施工に際して、保存木及び幼稚樹を損傷しないように留意しなければならない。

1-57 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに工事監督員に提出することができるものとする。なお、提出様式は任意とし、本書の様式は参考扱いとする。

1-58 特定外来生物（植物）について

- 1 受注者は、工事区域に生育している特定外来生物（植物）を生きたままの状態で飼養、栽培、運搬、保管等を行う場合は、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、その内容について、工事監督員へ報告するものとする。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省のホームページを参照のこと。

(http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf)

北海道内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の4種である。

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ

(令和3年4月時点)

2 特定外来生物（植物）が確認された場合は、施工計画書に防除計画書を添付の上、工事監督員に提出すること。記載内容は次によるものとする。

(1) 平面図

図面に生育範囲、すき取り範囲、集積箇所等を記載する。

(2) 写真

生育状況

(3) 防除方法

すき取り方法、運搬方法、仮置場の管理方法、処分方法等を記載する。

(4) 地域住民への周知

看板の記載内容と設置位置等を記載する。

(5) 特定外来生物防除従事者

防除作業にあたっては、防除従事者証を携帯し、防除従事者以外の作業員には作業させない旨を記載する。

(6) 運搬経路図

発生場所から搬出先までの経路を記載する。

3 特定外来生物（植物）の防除にあたっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を遵守し次のとおり行うものとする。

(1) 対象となる範囲

(ア) 生きている特定外来生物（植物）の個体及び種子、根の器官を運搬すること。

(イ) 上記を含む土砂を運搬すること。

(2) 地域住民への周知

「防除」の実施にあたっては、地域住民等へ周知するため、事前に看板を設置すること。

(3) 特定外来生物防除従事者証

(ア) 受注者は、特定外来生物（植物）の防除を行う場合、作業に着手する前に従事者証の交付を受けること。

(イ) 防除作業に従事する者は、発注者から従事者証の交付を受け、防除作業に従事するときに携帯すること。

(ウ) 防除作業が完了したときは、速やかに従事者証を発注者に返還すること。

4 防除作業については、工事監督員と十分協議し指示によるものとする。

(1) 堀削時及び除草・集草時

(ア) 刈草やすき取り物及び土砂が周辺に飛散しないよう注意して行うこと。

(イ) 個体、種子、根及び特定外来生物（植物）の器官を含む土砂（すき取り土）と、それらが含まない土砂を区分して取扱うこと。集草時は、特定外来生物（植物）と通常の植物を区分して取扱うこと。

(ウ) 現場内外において仮置きする場合には、「育つことが出来ない」状態とすることとし、周囲へのシート等により飛散防止措置を講じること。

(2) 搬出時

(ア) 生きている個体、種子、根の気管を搬出する場合は、搬出先に、特定外来生物（植物）

を含むすき取り物及び刈草等であることを通知し、適切な処分が可能か確認すること。また、特定外来生物（植物）を含む廃棄物の適切な処分が可能な処分場へ搬出するものとし、運搬作業においては、シート等により飛散防止措置を講じるものとし、処理方法については、設計図書によること。

(イ)種子を含む土砂を搬出する場合の作業においては、シート等により飛散防止措置を講じるものとし、搬出先では、「育つことが出来ない」状態（シート等で覆う、20cm以上の覆土等）とすること。

また、処理方法については設計図書によること。

(3)利用時

(ア)特定外来生物（植物）を含む土砂を利用する場合は、「育つことの出来ない」状態（20cm以上の覆土）等の状態にて使用するほか、生育範囲の拡大とならないように利用することを基本とし、利用の範囲については工事監督員と協議すること。

1-59 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

1 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行われなければならない。

2 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

3 前記第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止を講じることがある。

4 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。

1-60 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進

1 受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。

2 北海道胆振東部地震による倒木及び被災地の木材の活用用途については、受注者は、仮設資材等（工事看板、標識、測量杭、丁張り用胴縁・タルキ、型枠、仮設柵等）において活用することとし、その用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

なお、受注者は仮設資材等として利用する場合には、納入伝票等に「厚真町（など被災町名）産木材を利用」等と販売（製作）業者に明記して貰うこと。

※被災町は、厚真町、安平町、むかわ町の3町とする。

3 参考

北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用にあたっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。

- 北海道木材産業協同組合連合会：<http://www.woodplaza.or.jp/>
- 産地証明ができる合法木材供給事業者名簿：<http://www.woodplaza.or.jp/ihou/ichiran.pdf>
- 北海道森林組合連合会：<http://www.doshinren.or.jp/ih0/index.html>
- 認定事業体一覧表：http://www.doshinren.or.jp/ih0/file/gouhou_nintei180510.xls

1-61 ワンデーレスpons・労働環境改善の取組み

- 1 「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日まで」に回答するよう対応することである。ただし、一両日の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」若しくは「翌日まで」に行うことである。
- 2 受注者は、必要に応じて施工協議簿に協議事項と併せて回答期限を記載すること。
- 3 発注者・受注者双方の労働環境改善に向けて、発注者は災害対応など非常時等は除き以下の取組を行っているので、受注者も賛同されたい。
 - (1)月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。
 - (2)昼休み時間や17時以降の打合せを行わない。
- 4 受注者は取組効果・課題等の把握を目的としたアンケート調査を実施する場合は協力されたい。

表1 段階確認一覧表

種別	細別	確認事項
土工	全般	土(岩)質の変化した時
基礎工	鋼矢板	打込時、打込完了時
	既成コンクリート杭	打込時、打込完了時、杭頭処理
	鋼管杭	完了時
	H鋼杭	
作工物	現場打杭	掘削完了時、鉄筋組立完了時 施工完了時、杭頭処理完了時
	重要作工物、函渠工、 橋台、橋脚、RC擁壁、	土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時、鉄筋組立完了 時、埋戻し前
治山ダム、土留工、護岸 工、防潮工及びこれらに 類する工事	暗渠工	土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時、基礎部の型枠 完了時、鉄筋組立完了時、埋戻し 前
	床版工	埋戻しの前
	鋼橋	鉄筋組立完了時
	仮組立完了時 (仮組立が省略と なる場合を除く)	
	ポストテンションT(I) 桁製作	プレストレス入完了時
	プレキャストブロック桁 組立工	横締作業完了時
	プレビーム桁製作工	プレストレス入完了時
	PCホロースラブ製作工	縦締作業完了時
	PC版桁製作工	PC鋼線・鉄筋組立完了時
	PC箱桁製作工	(工場製作を除く))
地覆工 橋梁用高欄工	PC片持箱桁製作工	
	PC押出箱桁製作工	
根固工	床版・横組工	
	地覆工	鉄筋組立て完了時
仮設工	橋梁用高欄工	
	根固ブロック	製作完了時
仮設工	指定仮設	設置完了時

※各工種での実施箇所については、施工箇所数等を考慮し適宜決定すること。

工事施工協議簿

[指示・承諾・協議・確認]

工事名		発注者				
				決裁欄	決裁権者	
業者名						
					会社責任者等	現場代理人
協議年月日		年月日				
協議事項	記載者	内容				
合意事項						
当該協議簿最終取交し日		年月日	協議簿通し番号		No.	

立 会 願

年 月 日

主任監督員（監督員） 様

（受注者名）

現場代理人

下記項目について、立会いをお願いします。

工事名			
項目	内 容		
希望日時	年 月 日 時		

年 月 日

上記項目について、以下のとおり実施します。

主任監督員（監督員）

実施日時	年 月 日 時 分 から	実施者名	
------	--------------	------	--

（主 旨）

本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

注1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。

2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

段階確認願(第　　回)

年　月　日

主任監督員(監督員)様

(受注者名)
現場代理人

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

工事名				実施希望日		年月日	
工種	細目等	品質規格	区域・測点等	数量等	呼称	備考	

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

年　月　日

主任監督員(監督員)

実施日時	年　月　日　時　分から	実施者名
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 制作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨　場、 <input type="checkbox"/> 机　上	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)	
特記事項		

(主旨)

本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。

- 該当する□内に√を記入すること。
- 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
- 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。

年 月 日

請負工事社内検査実施結果報告書（第 回）

受注者 住所
氏名

工事番号

工事名

上記建設工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。

検査月日	検査員職・氏名	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名	/		
項目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評価内容	
提案内容			

(説明)

(添付図・写真等)

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

「特定外来生物の防除」の看板（記載例）

※看板の規格

- ・看板は白地とし、文字は黒色とする。
- ・記載内容は下記を標準とする。

お 知 ら せ

○○○○工事は、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律第18条第1項に基づき、北海道による防除を実施しています。

工 事 名 :

工 事 期 間 :

受 注 者 :

責 任 者 :

発 注 者 : 北海道○○(総合)振興局産業振興部林務課
△△森林室
電話○○○○-○○-○○○○

対象特定外来生物 :

連 絡 先 : □□□□建設株式会社
△△工事作業所
電話○○○○-○○-○○○○

特定外来生物防除従事者証交付願

年 月 日

(支出負擔行為擔當者) 樣

受注者 住 所

氏名

工事番号

工事名

上記工事の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。

なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。

記

1 防除作業期間 年 月 日 から 年 月 日
2 特定外来生物の名称

- 注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
3 顔写真の提出については、別途協議による。
4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。

「特定外来生物の防除従事者証」

(表 面)

第 号

特定外来生物防除従事者証

住 所

会社名

氏 名

上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項に基づく防除従事者であることを証明します。

(写 真)

工事名

作業地域

有効期限

自 年 月 日

至 年 月 日

交付日

年 月 日

交付者

印

特定外来生物の名称

(裏 面)

- 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。
- 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。
- 3 所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。
- 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付をうけなければならない。
- 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
- 6 根拠確認書 令和3年4月1日付け環北地野許第21040193号

第2章 材 料

第2章 材 料

2-1 材料一般	
2-1-1 適用	材1
2-2 品質及び検査	
2-2-1 工事材料の品質	材1
2-3 土	
2-3-1 一般事項	材2
2-3-2 盛土材料	材2
2-4 石	
2-4-1 石材	材2
2-4-2 割栗石	材2
2-4-3 雜割石	材2
2-4-4 雜石	材2
2-4-5 玉石	材2
2-4-6 栗石	材2
2-4-7 その他の砂利、碎石、砂	材3
2-4-8 間知石	材3
2-5 骨材	
2-5-1 一般事項	材3
2-5-2 セメントコンクリート用骨材	材4
2-5-3 アスファルト舗装用骨材	材5
2-5-4 アスファルト用再生骨材	材9
2-5-5 フィラー	材10
2-5-6 安定材	材11
2-5-7 凍上抑制層用材料	材13
2-5-8 路盤用材料	材13
2-5-9 舗装を前提としない路盤用材料	材14
2-5-10 アーマーコート（3層式標準型、改良型）材料	材15
2-5-11 その他の砂利、砂、碎石等	材16
2-5-12 基礎及び裏込用材料	材16
2-5-13 間隙充填用材料	材16
2-5-14 コンクリート再生骨材	材16
2-6 木材	
2-6-1 一般事項	材17
2-6-2 形状及び規格	材18
2-6-3 加圧式防腐処理	材20

2-6-4	木材保存剤	材21
2-6-5	くん煙式防腐処理	材23
2-7	鋼材	
2-7-1	一般事項	材24
2-7-2	構造用圧延鋼材	材24
2-7-3	軽量形鋼	材24
2-7-4	鋼管	材24
2-7-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	材24
2-7-6	ボルト用鋼材	材24
2-7-7	溶接材料	材25
2-7-8	鉄線	材25
2-7-9	ワイヤロープ	材25
2-7-10	プレストレストコンクリート用鋼材	材25
2-7-11	鉄網	材25
2-7-12	鋼製杭及び鋼矢板	材25
2-7-13	鋼製支保工	材25
2-7-14	じやかご	材26
2-7-15	コルゲートパイプ	材26
2-7-16	ガードレール（路側用、分離帶用）	材26
2-7-17	ガードケーブル（路側用、分離帶用）	材26
2-7-18	ガードパイプ（歩道用、路側用）	材27
2-7-19	ボックスビーム（分離帶用）	材27
2-7-20	落石防護柵	材27
2-7-21	雪崩予防柵	材28
2-7-22	消波根固めブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋	材28
2-7-23	斜面安定工（鉄筋挿入工・頭部連結併用工）部材	材29
2-7-24	その他の鉄線類	材31
2-8	セメント及び混和材料	
2-8-1	一般事項	材32
2-8-2	セメント	材33
2-8-3	混和材料	材34
2-8-4	コンクリート用水	材34
2-9	セメントコンクリート製品	
2-9-1	一般事項	材35
2-9-2	セメントコンクリート製品	材35
2-9-3	コンクリートブロック（工場製品）	材35
2-9-4	コンクリート縁石	材38
2-9-5	コンクリート側溝	材38

2-9-6 積ブロック	材38
2-9-7 張ブロック	材39
2-10 漆青材料	
2-10-1 一般漆青材料	材40
2-10-2 その他の漆青材料	材42
2-10-3 再生用添加剤	材42
2-11 生芝・栽培芝及び粗朶等	
2-11-1 生 芝	材43
2-11-2 栽培芝	材44
2-11-3 種 子	材44
2-11-4 材料の貯蔵	材44
2-11-5 種子帶	材44
2-11-6 植生マット	材45
2-11-7 植生土のう	材45
2-11-8 播種工	材46
2-11-9 種子吹付工	材46
2-11-10 粗 朶	材46
2-11-11 帯 梢	材47
2-11-12 小 杭	材47
2-11-13 有機質土壤改良材	材47
2-11-14 配 合	材48
2-12 目地材	
2-12-1 注入目地材	材55
2-12-2 目地材	材55
2-13 塗 料	
2-13-1 一般事項	材57
2-14 道路標識及び区画線	
2-14-1 道路標識	材59
2-14-2 区画線	材60
2-14-3 道路反射鏡	材61
2-14-4 視線誘導標	材62
2-15 その他	
2-15-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂）	材64
2-15-2 合成樹脂製品	材64
2-15-3 シート	材66
2-15-4 河川護岸用吸出し防止シート	材67
2-15-5 コンクリート用膨張材	材67
2-15-6 特殊路面（砂利道路面処理）	材67

第2章 材 料

2-1 材料一般

2-1-1 適 用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、工事監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

2-2 品質及び検査

2-2-1 工事材料の品質

- 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証され、JISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という。）については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。
- 契約書第12条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書で定める方法により、試験を実施しその結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試験を省略できる。
- 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料については、工事監督員にこれを提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。
- 受注者は、工事材料を使用するまでに、その材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により、工事材料の使用が不適当と工事監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受ける又は監督職員と協議しなければならない。
- 受注者は、2-1-1適用でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。
なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を工事監督員に提出するのもとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を工事監督員に提出しなければならない。

7 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。

2-3 土

2-3-1 一般事項

- 1 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。
- 2 受注者は、工事監督員から指示があった場合は使用する土についての資料を提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。

2-3-2 盛土材料

- 1 盛土材料は、一般に空隙が少なく、密度が大きく、工事目的物に適合するせん断強度、支持力及び透水性等の工学的性質をもったものでなければならない。
- 2 草根、木片、冰雪、凍土、有機不純物など容積変化を生ずるもの、含水・乾燥により不安定となる不良な粘性土等は使用してはならない。
- 3 粘性土等を使用する場合は、用途に適する含水量であり、工事監督員の承諾を得たものでなければならない。
- 4 盛土の締め固めに支障となる雑石等は、あらかじめ破碎するか、取り除かなければならない。
- 5 盛土材料として使用することが不適当な土、雑石は、次のようなものである。
 - (1) ベントナイト、温泉余土、酸性白土、有桟土など、容積変化の大きな土。
 - (2) 凍土、冰雪、草木、切株、その他多量の腐植物を含んだ土
 - (3) 化学的に公害を起こすもの。

2-4 石

2-4-1 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5003

2-4-2 割栗石

割栗石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006 (割ぐり石)

2-4-3 雑割石

雑割石の形状は、概ねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面は概ね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。

2-4-4 雜石

雑石は、天然石又は破碎石で、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-5 玉石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常概ね15cm~25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-6 栗石

栗石は、玉石又は割栗石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込栗石に用いるもの

であり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-4-7 その他の砂利、碎石、砂

- 1 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
- 2 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

2-4-8 間知石

間知石は、面が正方形に近いもので、控えは四方落としとし、控え尻は面の1/16以上の断面積があり、面に直角に測った控えの長さは面の最小辺の1.5倍以上を有し、かつ、控長1/10以上の合端を有するものでなければならない。

2-5 骨材

2-5-1 一般事項

- 1 道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
 - (1) JIS A 5001 (道路用碎砂)
 - (2) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂)
 - (3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材)
 - (4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材)
 - (5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材)
 - (6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材)
 - (7) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材—第5部：石炭ガス化スラグ骨材)
 - (8) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
 - (9) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
 - (10) JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)附属書A
(レディーミクストコンクリート)
- 2 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
- 3 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。
- 4 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
- 5 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。
- 6 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。
- 7 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように貯蔵しなければならない。
- 8 プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。
- 9 JIS A 5308

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

1 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、2-2の規格に適合するものとする。

表2-1 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るもののは質量百分率(%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～90
0.6	25～65
0.3	10～35
0.15	2～10 [注1]

[注1] 碎砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合は、2～15%にしてよい。

混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が碎砂あるいはスラグ細骨材がある場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は4.5%を超えないのが望ましい。

[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合は、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るもののは質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

表2-2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm) 粗骨材の最大寸法(mm)	ふるいを通るもののは質量百分率(%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	—	35～70	—	—	10～30	0～5	—
25	—	100	95～100	—	30～70	—	—	0～10	0～5
20	—	—	100	90～100	—	—	20～55	0～10	0～5
10	—	—	—	—	—	100	90～100	0～15	0～10

[注] ふるいの呼び寸法は、それぞれJIS Z 8801-1に規定するふるいの公称目開き53mm、

37.5mm、26.5mm、19mm、16mm、13.2mm、9.5mm、4.75mm及び2.36mmである。

JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砂利)

2 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。また、これを用

いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

- 3 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。
- 4 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。
- 1 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とし、その他の場合は40%以下とするものとする。なお、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下のものを使用するものとする。

2-5-3 アスファルト舗装用骨材

- 1 碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-3～2-5の規格に適合するものとする。

表2-3 碎石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲(mm)		ふるいを通過するものの質量百分率(%)													
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
単粒度 碎石	S-80(1号)	80～80	100	85～ 100	0～ 15										
	S-80(2号)	80～40		100	85～ 100	—	0～ 15								
	S-40(3号)	40～30			100	85～ 100	0～ 15								
	S-30(4号)	30～20				100	85～ 100	—	0～ 15						
	S-20(5号)	20～13					85～ 100	—	0～ 15						
	S-13(6号)	13～5						85～ 100	—	0～ 15					
粒度調整 碎石	S-5(7号)	5～2.5							85～ 100	0～ 25	0～ 5				
	M-40	40～0			100	95～ 100	—	—	60～ 90	—	30～ 65	20～ 50	—	10～ 30	2～ 10
	M-30	30～0				100	95～ 100	—	80～ 90	—	30～ 85	20～ 50	—	10～ 30	2～ 10
	M-20	20～0					95～ 100	—	55～ 85	30～ 65	20～ 50	—	10～ 30	2～ 10	
クラッシャーラン	C-40	40～0			100	95～ 100	—	—	50～ 80	—	15～ 40	5～ 25			
	C-30	30～0				100	95～ 100	—	55～ 85	—	15～ 45	5～ 30			
	C-20	20～0						100	95～ 100	20～ 90	10～ 50	—	35		

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、他の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの碎石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表2-4 再生碎石の粒度

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
ふるい目 の開き	53 mm	100		
	37.5 mm	95~100	100	
	31.5 mm	—	95~100	
	26.5 mm	—	—	100
	19 mm	50~80	55~85	95~100
	13.2 mm	—	—	60~90
	4.75 mm	15~40	15~45	20~50
	2.36 mm	5~25	5~30	10~35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表2-5 再生粒度調整碎石の粒度

粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)
ふるい目 の開き	53 mm	100		
	37.5 mm	95~100	100	
	31.5 mm	—	95~100	100
	26.5 mm	—	—	95~100
	19 mm	60~90	60~90	—
	13.2 mm	—	—	55~85
	4.75 mm	30~65	30~65	30~65
	2.36 mm	20~50	20~50	20~50
	425 μ m	10~30	10~30	10~30
	75 μ m	2~10	2~10	2~10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

2 碎石の材質は、表2-6の規格に適合するものとする。

表2-6 安定性試験の限度

用 途	表層・基層	上層路盤
損失量 %	12以下	20以下
〔注〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」の「1-1 A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。		

3 碎石の品質は、表2-7の規格に適合するものとする。

表2-7 碎石の品質

用 途 項 目	表層・基層	上 層 路 盤
表乾密度 g/cm ³	2.45 以上	—
吸 水 率 %	3.0 以下	—
すり減り減量 %	30 以下 注)	50 以下

[注1] 表層、基層用碎石のすり減り減量試験は、粒径13.2～4.75mmのものについて実施する。

[注2] 上層路盤用碎石については主として使用する粒径について行えばよい。

4 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格及び環境安全品質基準は、JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。

表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名 称	呼 び 名	用 途
单粒度製鋼スラグ	S S	加熱アスファルト混合物用
クラッシャラン製鋼スラグ	C S S	瀝青安定処理（加熱混合）用
粒度調整鉄鋼スラグ	M S	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	H M S	上層路盤材
クラッシャラン鉄鋼スラグ	C S	下層路盤材

5 路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。

表2-9 鉄鋼スラグの規格

呼 び 名	修 正 C B R %	一軸圧 縮強さ M P a	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨張比 %	エージング 期 間
M S	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6ヶ月以上
H M S	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6ヶ月以上
C S	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6ヶ月以上

[注1] 呈色判定は、高炉除冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注2] 水浸膨張比は、鉄鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。

[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。

ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下

となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することが出来る。

6 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格は、表2-10の規格に適合するものとする。

表2-10 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間
C S S	—	—	50 以下	2.0 以下	3ヶ月以上
S S	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3ヶ月以上

[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

[注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

7 砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（碎石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

8 スクリーニングス（碎石ダスト）の粒度は、表2-11の規格に適合するものとする。

表2-11 スクリーニングスの粒度範囲

種類 呼び名	ふるい目の開き	通過質量百分率 (%)					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F2.5	100	85 ~ 100	25 ~ 55	15 ~ 40	7 ~ 28	0 ~ 20

(JIS A 5001(道路用碎石))

9 アスファルト舗装用粗骨材

- (1) 粗骨材とは2.36mmふるいに止まる骨材をいう。
- (2) 粗骨材は、混合物に適した粒度で、最も長いあるいはうすっぺらな石片、ごみ、ごろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 粗骨材の材質については表2-12の規格に適合するものとする。

表2-12 (1) 砂利

項目	試験方法	規定
		基層用 (中間層)
表乾密度	JIS A 1110	2.50 以上
吸水率	JIS A 1110	3.0 % 以下
すりへり減量	JIS A 1121	30 % 以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12 % 以下

※試験に用いる材料の粒度範囲は、13 ~ 5mmとする。

表2-12(2) 碎石

項目	試験方法	規 定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾密度	JIS A 1110	2.50 以上	2.50 以上	2.60 以上
吸水率	JIS A 1110	2.5 %以下	3.0 %以下	2.5 %以下
すりへり減量	JIS A 1121	30 %以下	30 %以下	30 %以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	12 %以内	12 %以内	12 %以内

※試験に用いる材料の粗度範囲は、13～5mmとする。

10 アスファルト舗装用細骨材

- (1) 細骨材とは 2.36 mm ふるいを通過する骨材をいう。
- (2) ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- (3) 細骨材の材質は次表の規格に適合するものとする。

表2-13 細骨材の材質

項目	試験方法	規 定		
		表層用	基層用 (中間層)	すべり止め用
表乾密度	JIS A 1109	2.55 以上	2.50 以上	2.55 以上
安定試験損失量	JIS A 1122	10%以内	12%以内	10%以内

2-5-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-14の規格に適合するものとする。

表2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度 1/10 mm	20 以下
	圧裂係数 MPa/mm	1.7 以上
骨材の微粒分量	%	5 以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mm の 3 種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は 13～0 mm の粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm 相当分を求めてよい。また 13～0 mm あるいは 13～5 mm、5～0 mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験は、JIS A 1103 (骨材の微粒分量試験方法) により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-5-5 フィラー

- 1 フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉碎した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉碎した石粉の水分量は、1.0%以下のものを使用する。
- 2 石灰岩を粉碎した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-15の規格に適合するものとする。

表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μm)	ふるいを通るもののは質量百分率 (%)
600	100
150	90 ~ 100
75	70 ~ 100

- 3 フライアッシュ、石灰岩以外の粉碎した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-16の規格に適合するものとする。

表2-16 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉碎した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項目	規定
塑性指数 (PI)	4以下
フロー試験 %	50以下
吸水膨張 %	3以下
剥離試験	1/4以下

[注] 石粉の比重は、JIS A 5008 (舗装用石灰石粉) より、比重を2.6以上とする。

- 4 消石灰をはく離防止のためフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。
- 5 セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、及びJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

2-5-6 安定材

1 漆青安定処理に使用する漆青材料の品質は、表2-17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2-17 舗装用石油アスファルトの規格

種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度(25℃) 1/10mm	40を超える 60以下	60を超える 80以下	80を超える 100以下	100を超える 120以下	120を超える 150以下	150を超える 200以下	200を超える 300以下
軟化点℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0
伸度(15℃)cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン 可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上
薄膜加熱 質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱 針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の 質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度(15℃)g/cm ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

表2-18 石油アスファルト乳剤の規格

項目	種類及び記号	カチオン乳剤							ノニオン乳剤
		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	
エングラー度(25 °C)		3 ~ 1 5		1 ~ 6		3 ~ 4 0		2 ~ 30	
ふるい残留分 (1.18mm) (%)		0.3 以下							0.3 以下
付着度		2 / 3 以上			—			—	
粗粒度骨材混合性		—			均等であること	—			—
密粒度骨材混合性		—			均等であること	—			—
土まじり骨材混合性 (%)		—			5 以下			—	
セメント混合性(%)		—			1.0 以下			—	
粒子の電荷		陽 (+)							—
蒸発残留分 (%)		6 0 以上		5 0 以上		5 7 以上		5 7	以上
蒸発残留物	針入度 (25 °C) (1/10mm)	100 を 超え 200 以 下	150 を 超え 300 以 下	100 を 超え 300 以 下	60 を 超え 150 以 下	60 を超え 200 以下	60 を 超え 300 以 下	60 を超え 300 以 下	60 を超え 300 以 下
主な用途	トルエン 可溶分 (%)	9 8 以上			9 7 以上			9 7 以上	
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1 以下							1 以下
凍結安定度 (- 5 °C)	—	粗粒子, 塊のない こと	—		—			—	
		表温 面暖 処期 理浸 用透 用及 及び	表寒 面冷 処期 理浸 用透 用及 及び	安及ブ 定びラ 処イ 理セム 層メコ 養ン 生トト 用用	タ ック ク コ ト 用	粗 粒 度 骨 材 材 混 合	密 粒 度 骨 材 材 混 合	土 混 り 骨 材 材 混 合	セ 処アメ 理ルン 混トト 合乳・ 用剤ア 安ス 定フ

JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)

[注1] 種類記号の説明 P : 浸透用乳剤、M : 混合用乳剤、K : カチオン乳剤、N : ノニオン乳剤

[注2] エングラー度が 1 5 以下の乳剤については、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラー度試験法によって求め、15 を超える乳剤については、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー

度に換算する。

- 2 セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されている JIS R 5210（ポルトランドセメント）、JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。
- 3 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定される生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

2-5-7 凍上抑制層用材料

- 1 工事にしようする凍上抑制層材料は、設計図書によるものとする。
 - 2 凍上抑制層材料は、次に示す品質規格に合格するもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
 - 3 火山灰（火山れきを含む）は、凍上試験に合格したものでなければならない。ただし、凍上試験結果の判定が要注意のものは、 $75\mu\text{m}$ ふるい通過量が20%以下であり、強熱減量が4%以下であれば、使用することができる。
- また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。
- 4 砂は、 $75\mu\text{m}$ ふるいの通過量が6%以下でなければならない。
 - 5 80mm 級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について $75\mu\text{m}$ ふるいを通過するものが、 4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で9%以下、破碎面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。

また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。粒度は、表2-19に示す範囲に入らなければならない。

表2-19 凍上抑制層用粗粒材料の粒度

呼び名	ふるい通過質量百分率(%)			
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm
80mm	100	70～100	—	20～65
40mm	—	100	70～100	20～65

(注1) 破碎面が30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利を碎いたもので、 4.75mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破碎面をもつものである。

(注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2009）、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社の土の凍上試験方法（JHS112）による。

2-5-8 路盤用材料

- 1 工事用に使用する路盤用材料は、設計図書によるものとする。
- 2 路盤用材料は、表2-20に示す品質規格に合格するもので、細長いあるいは、うすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。
- 3 コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。

表 2-20 路盤材料の品質規格

規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用	
		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤 As 安定処理	下層路盤	上層路盤
修正 C B R	舗装調査・試験法便覧 (最大乾燥密度の 95 %)	30 %以上	—	20 %以上	80 %以上
すりへり減量	JIS A 1121	45 %以下	40 %以下	45 %以下	45 %以下
安定性試験損失量	JIS A 1122	20 %以下	20 %以下	20 %以下	20 %以下
75 μ m ふるい通過量	切込砂利 破碎面が 30 %以上の切込砂利 切込碎石 Con.再生骨材	5 mm 以下について 〃	9 %以下 12 %以下 15 %以下	— — —	9 %以下 12 %以下 15 %以下
表乾比重	—	—	2.45 以上	—	—

[注 1] すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は、JIS A 5001 により、砂利類は JIS A 1211 の粒度区分 A による。

[注 2] 破碎面が 30 %以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を碎いたもので、4.75 mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30 %以上が少なくとも一つの破碎面をもつものである。

[注 3] 路盤材料としてコンクリート再生骨材を使用する場合、安定性試験損失量は上表の規格によらないが、工事監督員に報告のこと。

[注 4] 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、道路土工－排水工指針の資料－10 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社の土の凍上試験方法 (JHS112) による。

4 路盤に用いる材料の標準範囲は、表 2-21 を標準とする。

表 2-21 路盤材料の粒度

区分	ふるい目 呼び名		ふるい通過質量百分率 (%)					
			53mm	37.5mm	31.5mm	13.2mm	2.36mm	600 μ m
アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40 mm	100	70 ~ 100	—	45 ~ 80	20 ~ 45	10 ~ 30
	切込碎石 Con.再生	40 mm	100	70 ~ 100	—	25 ~ 80	10 ~ 45	5 ~ 30
コンクリート舗装用上・下層路盤	切込砂利	40 mm	100	70 ~ 100	—	45 ~ 80	20 ~ 45	10 ~ 30
	切込碎石 Con.再生	30 mm	—	100	70 ~ 100	35 ~ 80	15 ~ 45	5 ~ 30
		40 mm	100	70 ~ 100	—	25 ~ 80	10 ~ 45	5 ~ 30

5 鉱滓は高炉鉱滓等を破碎したもので、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは、うすっぺらなもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。鉱滓の品質規格及び粒度は切込碎石に準ずるものとする。

6 路盤の間隙充填材は、ごみ、どろ、有機物などを有害量含まず、4.75 mm ふるいを通過するもののうち、75 μ m ふるいを通過するものは 15 %以下でなければならない。また、安定性試験による損失量は 12 %以下でなければならない。

2-5-9 舗装を前提としない路盤用材料

舗装を前提としない路盤材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。品質規格、粒度については、2-5-8 「路盤用材料」によるものとする。

2-5-10 アーマーコート（3層式標準型、改良型）材料

1 材料

- (1) 瀝青材料はアスファルト乳剤を用いる。ただし、設計図書または工事監督員がカットバックアスファルトの使用を示す場合は、それによるものとする。
- (2) アスファルト乳剤は、温暖期にはカチオン乳剤PK-1を一般に用いるが、冬期にはPK-2を用いるものとする。品質はJIS規格に適合したものとする。
- (3) 骨材は一般にS-13(6号碎石)、S-5(7号碎石)、ブラックチップ、ブラックサンドを用いるものとする。碎石は瀝青材料との付着が重要であることから、特に表面の清浄なものとする。碎石の規格は表2-22～表2-23によるものとする。
- (注1) ブラックチップとは、S-5(7号碎石)を加熱舗装用合材製造プラントにおいてストレートアスファルトと混合したものという。
- (注2) ブラックサンドとは、粗目砂(表2-24)を加熱舗装用合材製造プラントにおいてストレートアスファルトと混合したものという。

表2-22

表乾比重	吸水量	スリヘリ量
2.45以上	3.0%以下	30%以下

表2-23

碎石	名称	ふるいを通過百分率(%)				
		20	13	5	2.5	1.2
S-13(6号)	13～5	100	85～100	0～15		
S-5(7号)	5～2.5		100	85～100	0～20	0～5

表2-24

ふるいを通過百分率(%)						
4.75mm	2.36mm	1.18mm	600	300	150	75
85～100	60～90	40～80	20～60	10～30	0～10	0

2 ブラックチップ、ブラックサンドの製造

(1) ブラックチップ

- ① ブラックチップに使用するS-5(7号碎石)は、舗装用骨材S-5(7号碎石)の規格に適合したものとする。
- ② ブラックチップに使用するストレートアスファルトはJISK2207の舗装用石油アスファルトの規格に適合したものとする。
- ③ ブラックチップの配合は質量比にて、S-5(7号碎石)98%、ストレートアスファルト2%とする。
- ④ 混合時間及び混合温度はアスファルト舗装工による。

(2) ブラックサンド

- ① ブラックサンドに使用する粗目砂は、舗装用骨材粗目砂の規格に適合したものとする。
- ② ブラックサンドに使用するストレートアスファルトはJISK2207の舗装用石油アスファルトの規格に適合したものとする。
- ③ ブラックサンドの配合は質量比にて、粗目砂97%、ストレートアスファルト3%とする。
- ④ 混合時間及び混合温度はアスファルト舗装工による。

2-5-11 その他の砂利、砂、碎石等

- 1 砂利、碎石は、良質で適切な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。
- 2 砂は良質で、適切な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。

2-5-12 基礎及び裏込用材料

切込砂利、切込碎石、コンクリート再生骨材は、呼称80mm級以下のもので4.75mmふるいを通過するものが20~65%の割合で混合したものとする。

2-5-13 間隙充填用材料

間隙充填用材料は、径50mm以下のものが適度に混合したものとする。

2-5-14 コンクリート再生骨材

- 1 コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合の品質規格については、該当する項目の規定によるものとする。
- 2 コンクリート再生骨材を路盤材料等に使用する場合は、他の骨材と混合して使用してはならない。
- 3 コンクリート再生骨材の品質管理を、製造者の試験成績表等により確認する場合は、施工前6ヶ月以内の試験結果によらなければならない。

2-6 木 材

2-6-1 一般事項

- 1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ、曲り等の欠陥のないものとする。
- 2 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については示しのある場合を除き末口寸法とするものとする。
なお、矢高（曲り）は、別に定める場合を除き、監督員の指示による。
- 3 素材等（表2-25「素材等の形状及び規格」に示す区分、形状）で使用する木材は、設計図書に示されている場合を除き、皮はぎした針葉樹とする。
- 4 木杭の先端は、角錐形に削るものとし、角錐の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
- 5 製材（防腐等の処理材も含む）の品質は、設計図書に示されている場合を除き、JAS規格2級（広葉樹については2等）以上、又はそれと同等以上とする。
- 6 防腐加工処理をした木材は、使用前に製造工場等が作成する「品質証明書」等により、薬剤の注入量、圧力、加圧時間等その品質を確認しなければならない。
なお、品質証明書等は、工事監督員から求めがあった場合には提示しなければならない。
- 7 集成加工をした木材は、使用前にJASマークあるいは製造工場等が作成する「品質証明書」等により、その品質を確認しなければならない。
なお、品質証明書等は、工事監督員から求めがあった場合には提示しなければならない。
- 8 木材チップなどの削片化した木材は、使用前に製造工場等が作成する「規格等証明書」等により、その規格等を確認しなければならない。

2-6-2 形状及び規格

木材の形状及規格は、表2-25「素材等の形状及び規格」、表2-26「一般製材の形状」、表2-27「木材チップの形状及び規格」による。

表2-25 素材等の形状及び規格

区分	形状	模式図(断面)	規格						
素材	素材のまま、または皮はぎだけのもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>末口径</td><td>末口径の-5%以内 末口径の+20%以内</td></tr> </tbody> </table>	区分	許容値	末口径	末口径の-5%以内 末口径の+20%以内		
区分	許容値								
末口径	末口径の-5%以内 末口径の+20%以内								
太鼓落	丸太の両側を削って太鼓形にしたもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>末口径</td><td>末口径の-5%以内 末口径の+20%以内</td></tr> <tr> <td>仕上厚</td><td>仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内</td></tr> </tbody> </table>	区分	許容値	末口径	末口径の-5%以内 末口径の+20%以内	仕上厚	仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内
区分	許容値								
末口径	末口径の-5%以内 末口径の+20%以内								
仕上厚	仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内								
半割	丸太を樹心割りしたもの		「素材」に準じる						
三面落	1材面に全く鋸がかかるないもの		「押角」に準じる						
押角	4材面にひき面がある部分における横断面の欠きを補った形が正方形のもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕上厚</td><td>仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内</td></tr> </tbody> </table> <p>材の中央において丸みが60%以下とする。 $\text{丸み} (\%) = \frac{(AE+FB+BG+HC+CI+JD+DK+LA)}{(AB+BC+CD+DA)} \times 100$</p>	区分	許容値	仕上厚	仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内		
区分	許容値								
仕上厚	仕上厚の-1%以内 仕上厚の+2%以内								
円柱加工材	丸太を円柱加工機により径を均一し表面をなめらかに加工したもの								

—26 一般製材の形状

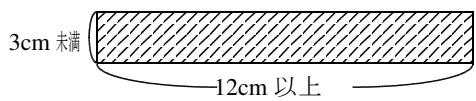
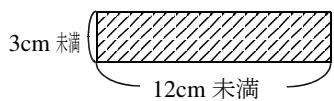
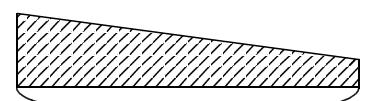
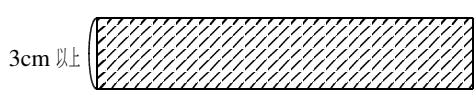
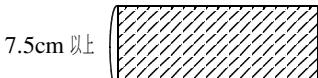
区分	定 義	種 類	形 状	模式図(断面)
板 類	厚さが 7.5cm 未満で幅が 厚さの 4 倍 以上のもの	板	厚さが 3cm 未 満で幅が 12cm 以上のもの	
		小幅板	厚さが 3cm 未 満で幅が 12cm 未満のもの	
		斜面板	幅が 6cm 以 上で横断面が台 形のもの	
		厚板	厚さが 3cm 以 上のもの	
ひ き 割 類	厚さが 7.5cm 未満で幅が 厚さの 4 倍 未満のもの	正割	横断面が正方 形のもの	 (正方形)
		平割	横断面が長方 形のもの	 (長方形)
ひ き 角 類	厚さ及び幅 が 7.5cm 以 上のもの	正角	横断面が正方 形のもの	 (正方形)
		平角	横断面が長方 形のもの	 (長方形)

表 2-27 木材チップの形状及び規格

区分	樹種	サイズ	混入率	模式図(断面)
針葉樹・広葉樹	広葉樹 カラマツ トドマツ エゾマツ スギ	繊維長 9 ~ 35mm 厚さ 1 ~ 20mm	異物 含まない	

2-6-3 加圧式防腐処理

木材に耐久性を与えるための加圧式防腐処理方法は、次を標準とする。(JIS A 9002)

1 木材保存剤

(1) JIS K 1570 に規定する木材保存剤とする。ただし、クレオソート油を注入処理に使用する場合の、使用中のクレオソート油の水分及びトルエン不溶分は、別表 1 によることができる。

別表 1 使用中のクレオソート油の規定

項目	含有量	
全水分	vol %	3 以下
トルエン不溶分	(体積分率%)	0.5 以下

(2) その他の木材保存剤は、JIS K 1571 の規定に適合するものとする。

(3) 木材保存剤は、使用に際して指定濃度に調整した薬液とする。

2 注入処理方法

注入処理は木質材料を注薬缶に入れ、前排気、加圧及び後排気の工程を経て、所定の品出を得るために、別表 2 に示す注入処理の条件で行う。

別表 2 注入処理の条件

前排気	加圧	後排気
減圧 0.08 MPa 以上	1.2 MPa	減圧 0.08 MPa 以上
注記 中の減圧度及び圧力は、いずれもゲージ圧で示す。		

- a) 目的とする品質が得られる場合は、前排気の減圧及び加圧の圧力はこの限りではない。
- b) 加圧操作を終了し、注薬缶内の薬液を回収した後、注薬缶内で一定時間放置して後排気と同じ効果が得られる場合は後排気を行わなくても良い。
- c) 溶剤回収法において溶剤回収操作を行う場合は、後排気の減圧の圧力はこの限りではない。
- d) 製品基準¹⁾が明確でないものは、圧力量がほぼ平衡に達するまで加圧を持続しなければならない。ただし、木質材料に損傷が生じる場合は圧力を下げてもよい。

注¹⁾ 製品基準には、製材の日本農林規格、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格、優良木質建材等認証 (AQ) における保存処理の品質基準及び受け渡し当事者間による取り決めがある。

3 温度

クレオソート油を使用する場合の注薬缶内のクレオソート油の温度は 60° 以上とする。

4 注入量及び圧入量

(1) 注入量は、次の式によって算出する。

$$R = \frac{m_2 - m_1}{V_1}$$

ここに、R : 注入量 (kg/m³)

m₁ : 注入処理前のロットの木質材料の質量 (kg)

m₂ : 注入処理後のロットの木質材料の質量 (kg)

V₁ : 注入処理前のロットの木質材料の体積 (m³)

ただし、単一のロットを同一注薬缶で一度に処理する場合には、式中の“m₂ - m₁”の代わりに木質材料中に注入された薬液の全容量を質量に換算して算出する。

(2) 圧入量は、次の式によって算出する。

$$G = \frac{m_3}{V_2}$$

ここに、G : 圧入量 (kg/m³)

m₃ : 加圧操作開始から終了時までの計量槽の減量 (kg) 又は流量計の積算値 (kg)

V₂ : 注入処理前の同一注薬缶内の木質材料の体積 (m³)

5 養生

養生は、次による。

- (1) 水溶性又は乳化性木材保存剤で注入処理した場合は、処理材の取扱いに支障のないようになるまで乾燥させるか、又は木材保存剤の成分が定着するまで保管する。
- (2) 油性及び油溶性木材保存剤の薬液で注入処理した場合は、処理材の取扱いに支障のないようになるまで保管する。

6 製品の乾燥

注入処理後の処理材で乾燥が必要な場合は、天然乾燥及び／又は人工乾燥によって、所定の含水率になるまで保管する。

2-6-4 木材保存剤

注入処理に用いる木材保存剤の品質は、別表3～5を標準とする。(JIS K 1570)

別表3 銅・アルキルアンモニウム化合物系木材保存剤 (ACQ)^{*1}の品質

項目	品質		
	1号	2号	
	ACQ-1	ACQ-2	
有効成分の配合比 (質量分率 %)	銅化合物 (CuOとして)	53～59	62～71
	N-アルキルベンジルジメチルアンモニウム クロリド	41～47	
	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド		29～38
有効成分 ^{*2} の含有量 (質量分率 %)	16 以上かつ、表示 含有量以上	13 以上かつ、表 示 含有量以上	
製品の状態		液状	
水不溶解分 (質量分率 %)		1 以下	
pH値		9.5～11.0	

*1 有効成分とは、銅化合物とN-アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド又はジデシルジメチルアンモニウムクロリドとの合計をいう。

別表4 銅・アゾール化合物系木材保存剤(CUAZ)の品質

項目	品質	
	CUAZ	CUAZ
有効成分の配合比 (質量分率 %)	銅化合物 (CuOとして)	98.6 ~ 99.0
	シプロコナゾール ¹⁾ [α-(4-クロロフェニル)-α-(1-シクロプロピルエチル)-1H-1,2-4-トリアゾール-1-エタノール]	1.0 ~ 1.4
有効成分の含有量 ²⁾ (質量分率 %)		11 以上
製品の状態		液状
水不溶解分 (質量分率 %)		1 以下
pH値		8.7 ~ 11.5

注 1) シプロコナゾールを含む者については、次の特許がある。
特許登録 第3216946号 “微細生物組織物” 登録日 平成13年8月3日
2) 有効成分の合計含有量とは、銅化合物及びシプロコナゾールの合計量をいう。

別表5 アルキルアンモニウム化合物系木材保存剤(AAC)の品質

項目	品質	
	AAC	AAC
有効成分の含有量 (質量分率 %)	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド	30 ~ 55
製品の状態		液状
水不溶解分 (質量分率 %)		1 以下
pH値		5.0 ~ 8.0

別表6 アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系^{a)} 木材保存剤(AZNA)の品質

項目	品質	
	AZNA	AZNA
有効成分の配合比 (質量分率 %)	DDAC	95.0 ~ 97.5
	テブコナゾール [α- [2- (4-クロロフェニル) エチル] - α- (1,1-ジメチルエチル) -1H-1,2-4-トリアゾール-1-エタノール]	2.0 ~ 4.0
	イミダクロブリド [1- [(6-クロロ-3-ヒドロジニル) メチル] -4,5-ジヒドロ-N-エトロ-1H-イミダゾール-2-アミン]	0.5 ~ 1.0
有効成分の合計含有 ^{b)} (質量分率 %)		23 以上
製品の状態		液状
水不溶解分 (質量分率 %)		1 以下
Ph		4.0 ~ 7.0
注 ^{a)}	この木材保存剤は、次の特許がある。 特許登録第4135979 “水を基材とする溶媒不含及び乳化剤不含の殺微生物性の活性物質の組み合わせ物”	
登録日	平成20年6月13日	
b)	有効成分の合計含有量とは、DDAC、テブコナゾール及びイミダクロブリドの合計量をいう。	

別表7 JASに規程されている薬剤別の吸収量基準

(単位: kg/m³ 以上)

能区分 保存剤	K 4	K 3	K 2
AAC	9.0	4.5	2.3
ACQ	5.2	2.6	1.3
CUAZ	2.0	1.0	0.5
AZNA	4.8	2.4	1.2

別表8 A S、A Qの保存処理の性能区分と使用環境

J A S 保存処理		A Q 屋外製品部材	
性能区分	木材の使用状態	解説	性能区分
K 1	屋内の乾燥した条件で腐朽・蟻害の恐れのない場所で 乾材害虫に対して防虫性能のみを必要とするもの	—	—
K 2	低温で腐朽や蟻害のおそれの少ない条件下で高度の耐 久性の期待できるもの	比較的寒冷な地域で、屋内や地 に接しない用途向けの性能	3種
K 3	通常の腐朽・蟻害のおそれのある条件下で高度の耐久 性の期待できるもの	屋内や地面に接しない用途向け 性能	2種
K 4	通常よりはげしい腐朽・蟻害のおそれのある条件下で 高度の耐久性の期待できるもの	極めて高度の耐久性が要求され 用途向けの性能	1種
K 5	極度に腐朽・蟻害のおそれのある環境下で高度の耐久 性の期待できるもの	—	—

保存処理方法とその評価

処理された木材の性能は、J A SやA Qでは浸潤度と吸収量で評価を行う。

2-6-5 くん煙式防腐処理

木材の耐久性を向上させるくん煙式防腐処理方法は、次を標準とする。

1 くん煙材

木炭製造過程で副産物として得られた木酢液を用い浸漬した後、同様に炭化時に得られた煙
で処理した木材である。

2 くん煙処理方法

木酢液に円柱又は板等に加工した材を液温65℃程度で8時間以上浸漬し、続いて炭化の際
に発生する煙で4日間以上くん煙したものである。

2-7 鋼材

2-7-1 一般事項

- 1 工事に使用する鋼材は、^さ鑄び、くされ等変質のないものとする。
- 2 受注者は、鋼材を塵埃や油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

2-7-2 構造用圧延鋼材

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) (SS)
- (2) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) (SM)
- (3) JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) (SD・SR)
- (4) JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) (SMA)
- (5) JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板)

2-7-3 軽量形鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼) (SSC)

2-7-4 鋼管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) (STK)
- (2) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) (SGP)
- (3) JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) (STPY)
- (4) JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) (STKR)
- (5) JIS G 5526 (ダクタイル鑄鉄管)
- (6) JIS G 5527 (ダクタイル鑄鉄異形管)

2-7-5 鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品

鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) (FC)
- (2) JIS G 5101 (炭素鋼鑄鋼品) (SC)
- (3) JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) (SF)
- (4) JIS G 5102 (溶接構造用鑄鋼品) (SCW)
- (5) JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鑄鋼品)
- (6) JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)
- (7) JIS G 5502 (球状黒鉛鑄鉄品)
- (8) JIS H 2202 (鑄物用銅合金地金)
- (9) JIS H 5120 (銅及び銅合金鑄物)

2-7-6 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS B 1180 (六角ボルト)
- (2) JIS B 1181 (六角ナット)
- (3) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)
- (4) JIS B 1256 (平座金)
- (5) JIS B 1198 (頭付きスタッド)
- (6) JIS M 2506 (ロックボルト)
- (7) 摩擦接合用トルシア型高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)
(1983)
- (8) 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会)
(1971)

2-7-7 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)
- (2) JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)
- (3) JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)
- (4) JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
- (5) JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)
- (6) JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
- (7) JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)
- (8) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)

2-7-8 鉄 線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532 (鉄線)

2-7-9 ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

2-7-10 プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)
- (2) JIS G 3109 (PC鋼棒)
- (3) JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)
- (4) JIS G 3502 (ピアノ線材)
- (5) JIS G 3506 (硬鋼線材)

2-7-11 鉄 網

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 3551 (溶接金網)
- (2) JIS G 3552 (ひし形金網)

2-7-12 鋼製杭及び鋼矢板

鋼製杭及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板) (SYW)
- (2) JIS A 5525 (鋼管ぐい) (SKK)
- (3) JIS A 5526 (H型鋼ぐい) (SHK)
- (4) JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板) (SY)
- (5) JIS A 5530 (鋼管矢板) (SKY)

2-7-13 鋼製支保工

鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- (2) JIS B 1180 (六角ボルト)
- (3) JIS B 1181 (六角ナット)
- (4) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

2-7-14 じやかご

鉄線じやかご（以下じやかご）は、以下の規格に適合するものとする。

なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。

JIS A 5513 (じやかご)

2-7-15 コルゲートパイプ

コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3471 (コルゲートパイプ)

2-7-16 ガードレール（路側用、分離帶用）

ガードレール（路側用、分離帶用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム（袖ビーム含む）

ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

イ JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

ア JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)

イ JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

ア JIS B 1180 (六角ボルト)

イ JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。

2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帶用）

ガードケーブル（路側用、分離帶用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ケーブル

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/0とする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。

(2) 支柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブル一本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

ア JIS B 1180 (六角ボルト)

イ JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。

2-7-18 ガードパイプ（歩道用、路側用）

ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) パイプ

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(2) 支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(3) ブラケット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(4) 繰手

ア JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

イ JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）

(5) ボルトナット

ア JIS G 1180（六角ボルト）

イ JIS G 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別A p〕M14〔種別B p及びC p〕）は6.8とする。

2-7-19 ボックスビーム（分離帶用）

ボックスビーム（分離帶用）は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム

JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

(2) 支柱

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(3) パドル及び継手

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

(4) ボルトナット

ア JIS B 1180（六角ボルト）

イ JIS B 1181（六角ナット）

パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに6.8とする。

2-7-20 落石防護柵

落石防護柵は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ネット

網目50×50mmで塗装仕上げの場合はビニル被覆線で線径4.0mm以上、芯線線径3.2mm以上とし、メッキ仕上げの場合は線径3.2mm以上でJIS G 3532「鉄線」に規定する鉄線のメッキ3種以上のものとする網地は、JIS G 3552「ひし形金網」により製作したものとする。

(2) ロープ

JIS G 3525「ワイヤロープ」の規格に準じたもので径18mm、3×7 G/Oとする。

メッキ付着量は、素線に対して塗装仕上げで230g/m²以上とする。破断強度は157kN

以上の強さを持つものとする。

(3) 支柱

メッキ仕上げとし、メッキ付着量（片面付着量）は、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の（HDZT77）の（膜厚 $77 \mu \text{m}$ （旧 HDZ55）の 550g/m^2 （片面の付着量））以上とする。

2-7-21 雪崩予防柵

雪崩予防柵は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 支柱

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材) SS400

(2) タイバー

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管) STK400

(3) サポート

JIS G 3466(一般構造用角形鋼管) STKR400

(4) ワイヤーロープ

JIS G 3525(ワイヤーロープ)に準ずるものとする。

(5) 他付属品の品質については、上記基準に準ずるものとする。

(6) アンカー

パイプアンカー JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

SM490相当品とし JIS G 3445 STKM-16A JIS G 4051 S45Cを使用

H鋼アンカー JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400

岩盤用アンカー JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400相当品

スクリューアンカー土圧板 JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400

〃 ロッド JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) S45C

2-7-22 消波根固めブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋

1 吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋

(1) 材質はSR235以上のものとし、鉄筋径については、表2-28を標準とする。

表2-28

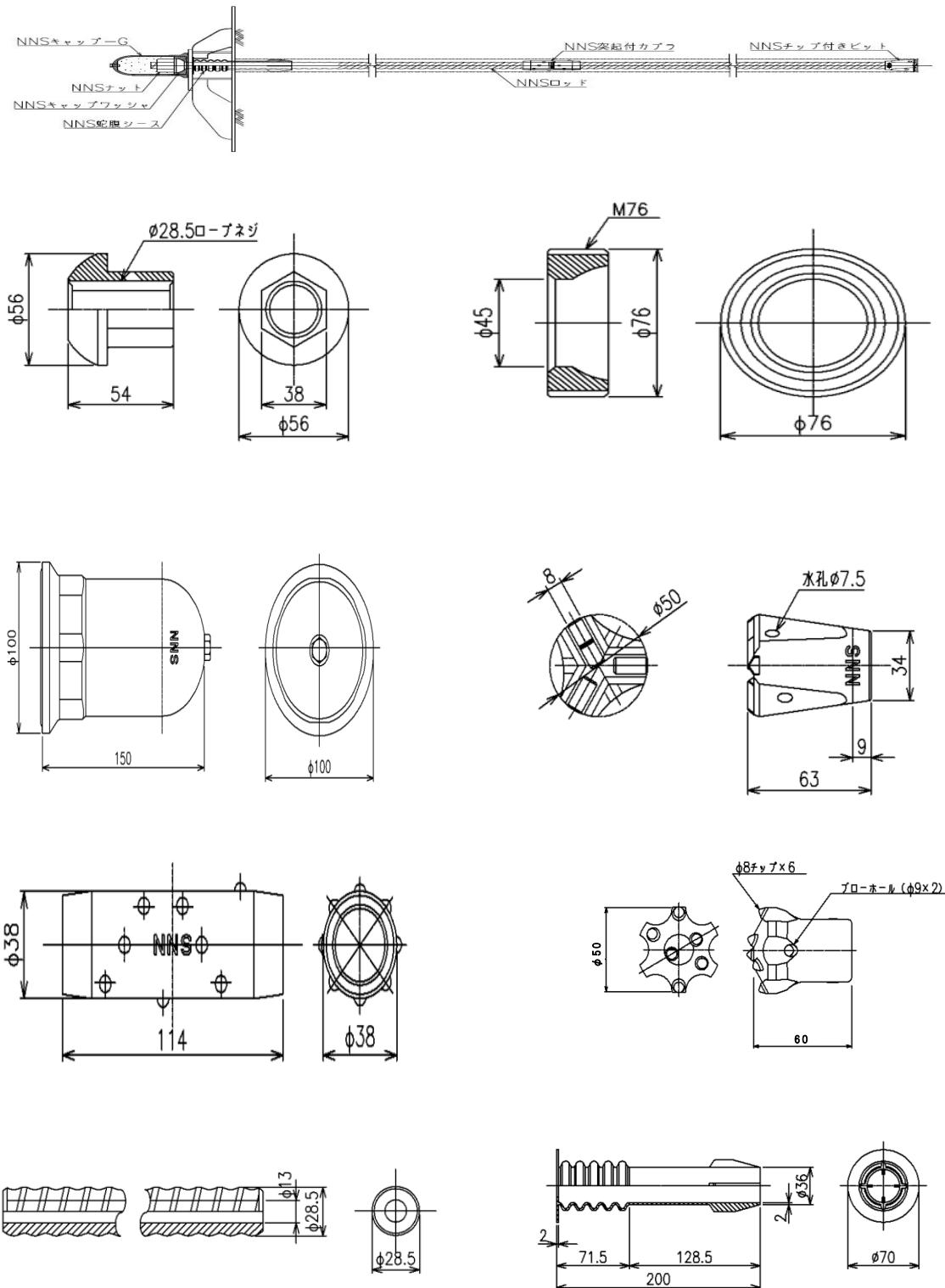
連結鉄筋		吊り上げ鉄筋	
公称重量	径 mm	公称重量	径 mm
2 t以下	1 6	1 t以下	1 3
2. 1 t～ 8 t	1 9	1. 1 t～ 3 t	1 6
8. 1 t～2 5 t	2 2	3. 1 t～ 5 t	1 9
		5. 1 t～ 8 t	2 2
		8. 1 t～1 2 t	2 5
		1 2. 1 t～1 6 t	2 8
		1 6. 1 t～2 5 t	3 2

2 前項に該当しないもの、あるいはこの仕様によることが適切でない場合には、工事監督員と協議のうえ決定すること。

2-7-23 斜面安定工（鉄筋挿入工・頭部連結併用工）部材

斜面安定工部材は、以下の規格に適合するものとする。

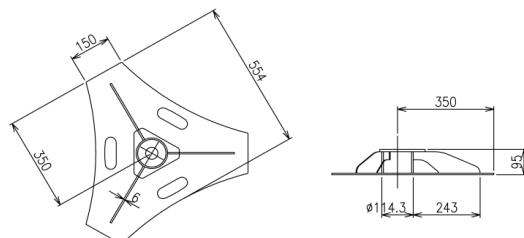
(1) 補強材（自穿孔標準型：ロッド経 $\phi 28.5\text{mm}$ ）



補強材

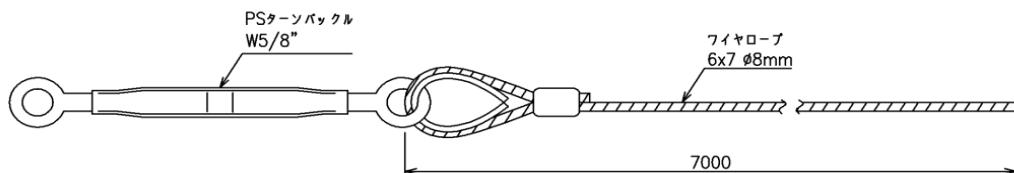
部材名	材質	規格	表面処理
NNSロッド	S45C相当	JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材	JISH 8641 溶融亜鉛めっき HDZ55
NNSナット	FCAD 900-8相当	JIS G 5503 オーステンハ [°] 球状黒鉛鋳鉄品	JISH 8641 溶融亜鉛めっき HDZ55
NNSキャップ ワッシャー	FCAD 900-8相当	JIS G 5503 オーステンハ [°] 球状黒鉛鋳鉄品	JISH 8641 溶融亜鉛めっき HDZ55
NNS突起付カプラ	FCAD 900-8相当	JIS G 5503 オーステンハ [°] 球状黒鉛鋳鉄品	JISH 8641 溶融亜鉛めっき HDZ55
NNSチップ 付ビット	Y字	JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材	—
	ナックル	SNCM630 相当	JIS G 4053 ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材
	クロス	SCM435H 相当	JIS G 4052 焼入性を保証した構造用 鋼鋼材 (H鋼)
NNS キャップ-G	ADC12 相当	JIS H 5502 アルミニウム合金ダイカスト	—
NNS蛇腹シース	NBR相当	合成ゴム	—

(2) 支圧板



部材名	材質	規格	表面処理
支圧板	SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	JIS H 8641 溶融亜鉛 めっき HDZ55
	STK400	JIS G 3444 一般構造用炭素鋼管	

(3) 頭部連結材



部材名	材質	規格	表面処理
ワイヤロープ	SWRZA	JIS G 3525 G種 準拠	合金めっき Zn+5%Al+Na (100g/m ²)
PSターンバッカル	STKM11A (枠部)	JIS G 3445 機械構造 用炭素鋼鋼管	溶融亜鉛めっき HDZ35
クランプW管	ADC 12	JIS G 5302	アルミ合金ダイカスト

2-7-24 その他の鉄線類

表2-29

種別	名称・品質・規格等	連結用鉄線
連結線 亜鉛アルミメッキ鋼 線	引張強度 (690N/mm ² 以上) 巻付性 (線径の 2 倍の円筒に 6 回以上 巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じな いこと) メッキ付着量 (300g/m ² 以上) メッキ成分 アルミ 10 % 以上 亜 鉛 90 % 以下	JIS G 3544 JIS G 3544 準拠
大型網籠用鉄線,鋼線 亜鉛メッキ鉄線	○金網 : ϕ 5 mm × 150m/m ○枠線 : ϕ 6 mm SWMGS-3 に適合した素材 引張強さ (290 ~ 540N/mm ²) 亜鉛メッキ付着量 (140g/m ² 以上)	JISA5513
アルミメッキ鉄線	SWMA-A に適合した素材 引張強さ (290 ~ 590N/mm ²) アルミメッキ付着量 (113g/m ² 以上)	JIS G 3547 JIS G 3544
消波根固め マット金網用アルミ メッキ鉄線	○金網用 (ϕ 3.2m/m) SWMA ℓ -B に適合した素材 引張強さ (290 ~ 590N/mm ² 以上) アルミメッキ付着量 (115g/m ² 以上)	

表2-30 かごマット用鉄線

鉄線 の 種類	メッキ鉄線			被覆鉄線	
	滑面メッキ 鉄線	粗面メッキ鉄線 (蓋網専用)			
		A タイプ	B タイプ		
メッキ成分	アルミ 10% 亜鉛 90%	アルミ 10% 亜鉛 90%	アルミ 11% マグネシウム 2% 亜鉛 87%	アルミ 10% 亜鉛 90%	
摩擦係数	—	0.90 以上			
引張強さ	290 N/mm ² 以上				
メッキ 付着量	300g/m ² 以上	500g/m ² 以上	220g/m ² 以上	300g/m ² 以上	
被服材の 品質等				ホリエチレン系樹 脂押出形成法	

[注] 摩擦係数の試験方法は、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）－平成 21 年 4 月」の
線材摩耗試験後の線的摩擦試験又は面材摩耗試験後の面的摩擦試験による。

2-8 セメント及び混和材料

2-8-1 一般事項

- 1 工事に使用するセメントは、設計図書によるものとする。受注者は、設計図書で特に指定されていない場合は、使用するセメントについて、工事監督員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
- 3 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができるような構造としなければならない。
- 4 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
- 5 受注者は、セメントの貯蔵に当たって温度、湿度が過度に高くならないようにしなければならない。
- 6 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末の混和材は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。
- 7 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
- 8 受注者は、混和剤を防湿的なサイロ又は倉庫等に品種別に区別して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
- 9 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる場合に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。

2-8-2 セメント

1 セメントは表 2-31 の規格に適合するものとする。

表 2-31 セメントの種類

JIS 番号	名称	区分	摘要
R 5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熱ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形については付属書による 〃 〃 〃 〃 〃 〃
R 5211	高炉セメント	(1)A 種高炉 (2)B 種高炉 (3)C 種高炉	高炉スラグの分量 (質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R 5212	シリカセメント	(1)A 種シリカ (2)B 種シリカ (3)C 種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A 種フライアッシュ (2)B 種フライアッシュ (3)C 種フライアッシュ	フライアッシュ分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5214	エコセメント	(1)普通エコセメント (2)速硬エコセメント	塩化物イオン量 (質量%) 0. 1 以下 0. 5 以上 1. 5 以下

2 コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で1工種当たりの総使用量が10m³未満の場合は、この項の適用を除外することができる。

3 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-32の規格に適合するものとする。

表2-32 普通ポルトランドセメントの品質

品 質	規 格	
比表面積	cm ² /g	2,500 以上
凝結 h	始発	1 以上
	終結	10 以下
安定性 (どちらか一方)	パット法	良
	ルシャエテリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28 d	42.5 以上
水和熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム	%	5.0 以下
三酸化硫黄	%	3.5 以下
強熱減量	%	5.0 以下
全アルカリ (Na ₂ O eq)	%	0.75 以下
塩化物イオン	%	0.035 以下

(注) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ (Na₂O eq) の値を 0.6 %以下とする。

4 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。

2-8-3 混和材料

- 1 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(フライアッシュ)の規格に適合するものとする。
- 2 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。
- 3 混和材として用いる高炉スラグ微粉末はJIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。
- 4 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。
- 5 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定]JSCE-D102-2018 吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。
- 6 受注者は、本条1~4項以外の混和材料について、使用に先立って、工事監督員に確認を得なければならない。

2-8-4 コンクリート用水

- 1 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又は JIS A 5308(レディーミクストコンクリ

ート) の付属書C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合したものでなければならない。また、養生水は、油、酸、塩類頭コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

2-9 セメントコンクリート製品

2-9-1 一般事項

- 1 セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
- 2 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl^-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、セメントコンクリートのアルカリシリカ反応抑制対策として、「第3編付表(参考資料) 4コンクリートの耐久性向上対策」の各項に規定する対策のいずれか一つをとらなければならない。また、受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行い、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。

2-9-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。

- (1) JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品
—種類、製品の呼び名及び表示の通則)
- (2) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則)
- (3) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)
- (4) JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
- (5) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
- (6) JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
- (7) JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)
- (8) JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

2-9-3 コンクリートブロック(工場製品)

1 品 質

- (1) ブロックの外観は、有害なきずがなく、良好でなければならない。
- (2) コンクリートブロックの圧縮強度は、 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、水セメント比55%以下で、A-Eコンクリートとする。
- (3) 空気量はJIS A 1128の測定方法で $4.5 \pm 1\%$ でなければならない。また、即脱型の場合は、第3編付表(参考資料) 3「試験方法」により測定した空気量が $2.5 \pm 1\%$ でなければならない。
- (4) モルタルで面仕上げをする場合、その水セメント比はブロックの品質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。

2 材 料

(1) セメント

- セメントは、次のいずれかの規格に適合するものでなければならない。
- (ア) JIS R 5210 (ポルトランドセメント)
 - (イ) JIS R 5211 (高炉セメント)
 - (ウ) JIS R 5212 (シリカセメント)

(イ) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)

(2) 骨材

骨材は、清浄・強硬・耐久的で適切な粒度をもち、ごみ、泥、有機物、薄い石片、細長の石片などの有害量を含んでいてはならない。さらに、碎石、碎砂、高炉スラグ粗（細）骨材は、次の規格に適合するものでなければならない。

(ア) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂)

(イ) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材))

(3) 水

水は、ブロックの品質に影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。

(4) 混和材料

混和材料は、ブロックの品質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。AE剤、減水剤及びAE減水剤を使用する場合は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) に適合するものでなければならない。

3 試験

(1) 質量試験

ブロックの質量試験は、1個当たりの質量を表面乾燥飽水状態で測定して行う。

(2) 圧縮強度試験

ブロックの圧縮強度試験は、JIS A 1107 (コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法) による。ただし、上記によりがたい場合は、ブロックに用いたコンクリートから作製した供試体によってもよい。その場合の試験方法は JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) によるものとし、その供試体の作製は、次のいずれかによる。

(ア) JIS A 1132 (コンクリートの強度試験用供試体の作り方)

(イ) JIS A 1132 によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせて作製する。なお、いずれの場合も、ブロックから切り取ったコアとの相関を得ておかなければならぬ。また、養生方法は、ブロックとできるだけ同じ条件とする。

4 検査

(1) 検査項目

検査は、質量区分、外観、形状、寸法及び圧縮強度について行う。

(2) 検査ロットの大きさ

検査ロットの大きさは、JIS Z 9001 (抜取検査通則) によって決定する。なお、検査ロットの決め方は、次の通りとする。

(ア) 日内に製造されたものであること。

(イ) 同一ミキサから製造されたものであること。

(ウ) 種類及び質量区分であること。

(エ) 流し込み方式では、給材、振動、即時脱型方式では成型機別などの製造方法が同一であること。

(3) 質量区分の検査

質量区分の検査は、1ロットにつきランダムに2個抽出して3の(1)によって行い、2個とも m^2 当たり質量を満足すれば、そのロットを合格とし、1個でも満足しない場合は、そのロットを全数検査とする。

(4) 外観の検査

外観の検査は、1ロットにつきランダムに5個抽出して目視により行い、5個とも1の(1)の規定に適合すれば、そのロットを合格とし1個でも適合しない場合は、そのロットを全数検査とする。

(5) 形状及び寸法の検査

形状及び寸法の検査は、1ロットにつきランダムに5個抽出して測定を行い、5個とも下記の規定に適合すれば、そのロットを合格とし、1個でも適合しない場合は、そのロットを全数検査とする。

(ア) 積ブロック

(イ) 積ブロック以外のものの許容値

(単位 mm)

	面	控
許容差	± 3	± 5

$\ell < 10\text{ cm}$	± 5
$10 \leq \ell < 30\text{ cm}$	± 7
$30 \leq \ell \leq 100\text{ cm}$	± 10
$100 < \ell$	± 1%かつ 20 mm 以内

(6) 圧縮強度の検査

圧縮強度の検査は、次による。

(ア) JIS A 1107 によって行う場合

1ロットにつきランダムに2個のブロックを抽出し、これから切り取ったコアの平均測定値が、式(a)を満足すれば、そのロットを合格とする。

$$\bar{X} \geq S_L + 1.50\sigma \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \quad (a)$$

ここに、 \bar{X} ：2個の測定値の平均値 (kN/cm^2)

S_L ：1の(2)に規定された下限規格値 (kN/cm^2)

σ ：ロットの標準偏差 (kN/cm^2)

(イ) JIS A 1108 によって行う場合 (JIS A 1107 によりがたい場合で、ブロックに用いたコンクリートから作製した供試体によるとき) 1ロットにつきランダムな2バッチからランダムに2本以上の供試体を作製して試験を行い、1の(2)に規定された下限規格値を保証する相関値の平均が式(b)を満足すれば、そのロットを合格とする。

$$\bar{X}' \geq S_L + 1.50\sigma' \dots \dots \dots \dots \dots \dots \dots \quad (b)$$

ここに、 \bar{X}' ：1バッチ当たり2本以上の供試体の平均測定値を1個の値とした2バッチ分の平均値 (kN/cm^2)

S_L' ：1の(2)に規定された下限規格値を保証する相関値 (kN/cm^2)

σ' ：ロットの標準偏差 (kN/cm^2)

5 表 示

ブロックには次の項目を表示する。

ア 製造業者名又はその略語

イ 製造工場名又はその略語

ウ 成形年月日

エ 積ブロックは質量区分(A)又は(B)も表示する。

6 データのとりまとめ

ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを1ヶ月単位に取りまとめ開

観できる様にしておくこと。品質特性の内、寸法は形式規格毎、圧縮強度及び空気量は配合毎とし、1日1回3個の資料によりX-R管理図及びヒストグラム（各月後との累計資料数による）による管理とする。

7 出荷時期

材令7日間を標準とし、強度等は1によるものとする。ただし寒冷期に於いては、強度で満足しても凍結融解に対する耐久性から材令14日間を標準とする。

8 その他

積ブロックの排水用孔の計は内径50mmの排水管を施工できるものを標準とする。

2-9-4 コンクリート縁石

1 縁石の材料、製品については、JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品の規定によるものとし、AEコンクリートを用い、型枠投入時の空気量は4.5 ± 1.5%を標準とし、凍結融解抵抗性が得られるものでなければならない。

2 縁石は、納入時においてJIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品、に準じて曲げ強度試験を行い、次表に示す曲げ強度荷重で破壊してはならない。

また、下表の規格に無い縁石を使用する場合には、納入時において曲げ強度3N/mm²以上のものでなければならない。

曲げ強度荷重

呼 び 名	曲げ強度荷重 (KN)
誘導縁石	67 以上
歩車道境界縁石Ⅰ型	45 以上
歩車道境界縁石Ⅱ型	28 以上
車道舗装止縁石	58 以上
歩道舗装止縁石	17 以上
導水縁石	16 以上

[注1] 表に示す曲げ強度荷重は、コンクリート曲げ強度が3N/mm²にて算出した。

2-9-5 コンクリート側溝

JIS規格のないもののコンクリート圧縮強度は材令28日又は製品納入時で24N/mm²以上でなければならない。

2-9-6 積ブロック

- 積ブロックは、2-9-2セメントコンクリート製品、2-9-3コンクリートブロック（工場製品）に示す品質規格に適合するものとする。
- 胴込コンクリートの配合は、設計基準強度18N/mm²、スランプ8.0cm、空気量5.0%、最大水セメント比55%、粗骨材最大寸法20又は25mmとするものとする。
- 積ブロックの天端コンクリートの配合は、設計基準強度18N/mm²、スランプ5.0cm、空気量4.5%、最大水セメント比55%、粗骨材最大寸法40mmとする。ただし、厚さが15cm未満の場合は、設計基準強度18N/mm²、スランプ8.0cm、空気量4.5%、最大水セメント比55%、粗骨材最大寸法20又は25mmとするものとする。
- 天端コンクリートは、その最低厚を10cmとし、ブロックの配列を考慮した上で最小の寸

法となるようにするものとする。

2-9-7 張ブロック

1 張ブロックの基準面積当り数量及び部材寸法等は、表2-33を標準とする。

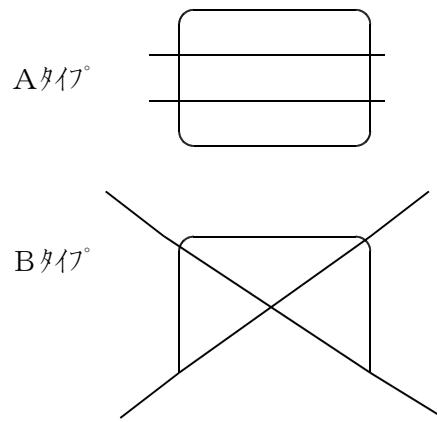
表2-33 張ブロック

		一般部	重要な区間
ブ ロ ッ ク	厚 さ	13.5cm以上	18.0cm以上
	質 量	330kg以上	430kg以上
間詰コンクリート	幅	5cm以上	
	厚 さ	プレートのハンチ下端迄	
1 m 2 当り	質 量	360kg以上	470kg以上

2 ブロックの挿入鉄筋は、通し鉄筋とした場合は、 $\phi 9$ mm以上とする。

3 連結金具については、下記を標準とする。

鋼 材	呼び径	1箇所当たり	
		Aタイプ	Bタイプ
鉄 筋	$\phi 9$	1環	2環
	$\phi 12$	1環	1環
ボルト	$\phi 10$	1ヶ	2ヶ
	$\phi 13$	1ヶ	1ヶ
	M 12	1ヶ	1ヶ
アルミ鋼線	$\phi 6$	2巻	2巻



なお、溶接の場合は、通し鉄筋強度と同等以上であること。

4 間詰コンクリートの配合は、設計基準強度 $18N/mm^2$ 、スランプ $8.0cm$ 、空気量 5.0% 、最大水セメント比 55% 、粗骨材最大寸法 20 又は $25mm$ とするものとする。

5 場所打コンクリートが生じる場合の配合は、設計基準強度 $18N/mm^2$ 、スランプ $8.0cm$ 、空気量 5.0% 、最大水セメント比 55% 、粗骨材最大寸法 20 又は $25mm$ とするものとする。

2-10 漆青材料

2-10-1 一般漆青材料

- 舗装用石油アスファルトは、表2-17の規格に適合するものとする。
- ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-34の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-34に示す値に適合していることを施工前に確認しなければならない。

表2-34 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類 付加記号	I型	II型	III型		H型	
				III型-W	III型-WF	H型-F	
軟化点	℃	50.0以上	56.0以上	70.0以上		80.0以上	
伸度	(7°C) cm	30以上	—	—		—	—
	(15°C) cm	—	30以上	50以上		50以上	—
タフネス (25°C)	N · m	5.0以上	8.0以上	16以上		20以上	—
テナシティ (25°C)	N · m	2.5以上	4.0以上	—		—	—
粗骨材の剥離面積率 %		—	—	5以下		—	—
フラーク脆化点	℃	—	—	—	-12以下	—	-12以下
曲げ仕事量 (-20°C)	kPa a	—	—	—	—	—	400以上
曲げスティフネス (-20°C)	MPa	—	—	—	—	—	100以下
針入度 (25°C)	1/10 mm	40以上					
薄膜加熱質量変化率 %		0.6以下					
薄膜加熱後の針入度残留率 %		65以上					
引火点	℃	260以上					
密度 (15°C)	g/c m³	試験表に付記					
最適混合温度	℃	試験表の付記					
最適締固め温度	℃	試験表に付記					

付加記号の略字W:耐水性 (Water resistance) F:可撓性 (Flexibility)

3 セミブローンアスファルトは、表2-35の規格に適合するものとする。

表2-35 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格

項目	規格値
粘度 (60°C) Pa・S	1,000 ± 200
粘度 (180°C) mm ² /s	200 以下
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下
針入度 (25°C) 1/10mm	40 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上
引火点 °C	260 以上
密度 (15°C) g/cm ³	1,000 以上
粘度比 (60°C、薄膜加熱後/加熱前)	5.0 以下

[注] 180°Cでの粘度のほか、140°C、160°Cにおける動粘度を試験表に付記すること。

4 石油アスファルト乳剤は、2-5-6 安定材の表2-18及び表2-36の規格に適合するものとする。

表2-36 アスファルト乳剤の標準的性状

項目	種類及び記号		改質アスファルト乳剤
			PKR-T
エングラー度(25°C)			1 ~ 10
ふるい残留分(1.18mm) %		%	0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷陽			陽(+)
蒸発残留分%			50 以上
蒸	針入度(25°C) 1/10mm		60 を超え 150 以下
残	軟化点 °C		42.0 以上
物	タフネス	(25°C) N・m	3.0 以上
		(15°C) N・m	—
物	テナシティ	(25°C) N・m	1.5 以上
		(15°C) N・m	—
貯蔵安定度(24hr)	質量		1 以下

(日本アスファルト乳剤協会規格)

5 グースアスファルトに使用するアスファルトは表 2-37 の規格に適合するものとする。

表 2-37 アスファルトの規格

項目	規 格 値	
	石油アスファルト 40 ~ 60	トリニダッドレイク アスファルト
針入度 (25 °C) 1/10 mm	40 を越え 60 以下	1 ~ 4
軟化点 °C	47.0 ~ 55.0	93 ~ 98
伸度 (25 °C) cm	10 以上	—
蒸発質量変化率 %	0.3 以下	—
トルエン可溶分 %	99.0 以上	52.5 ~ 55.5
引火点 (C.O.C) °C	260 以上	240 以上
密度 (15 °C) g/cm ³	1.00 以上	1.38 ~ 1.42

[注] トリニダッドレイクアスファルトは一般に全アスファルト量の 20 ~ 30 % 程度用いる。
混合後のアスファルトの軟化点は 60 °C 以上が望ましい。

6 グースアスファルトは、表 2-38 の規格を標準とするものとする。

表 2-38 グースアスファルトの標準規格

項目	試験値
針入度 (25 °C) 1/10 mm	30 ~ 45
軟化点 °C	50 ~ 60
伸度 (25 °C) cm	10 以上
蒸発質量変化率 %	0.5 以下
トルエン可溶分 %	86 ~ 91
引火点 (C.O.C) °C	240 以上
密度 (15 °C) g/cm ³	1.07 ~ 1.13

[注 1] 上表はストレートアスファルトとトリニダッドレイクアスファルトを 3 : 1 に混合した品質である。

[注 2] 熱可塑性樹脂などの改質材を用いる場合も、上表に準ずるものとする。

2-10-2 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)
- (2) JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールビッチ)

2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-39、2-40、2-41 の規格に適合するものとする。

表2-39 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法	
粘度(25 °C)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照 A072	
蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧参照 A079	
蒸発残留物	引火点(COC)	°C	200以上	舗装調査・試験法便覧参照 A045
	粘度(60 °C)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧参照 A051
	薄膜加熱後の粘度比(60 °C)		2以下	舗装調査・試験法便覧参照 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧参照 A046

表2-40 再生用添加剤の品質（オイル系）

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点 (COC)	°C	200以上	舗装調査・試験法便覧参照 A045
粘度 (60 °C)	mm ² /s	50～300	舗装調査・試験法便覧参照 A051
薄膜加熱後の粘度比 (60 °C)		2以下	舗装調査・試験法便覧参照 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧参照 A046

表2-41 再生用添加剤の品質

プラント再生用

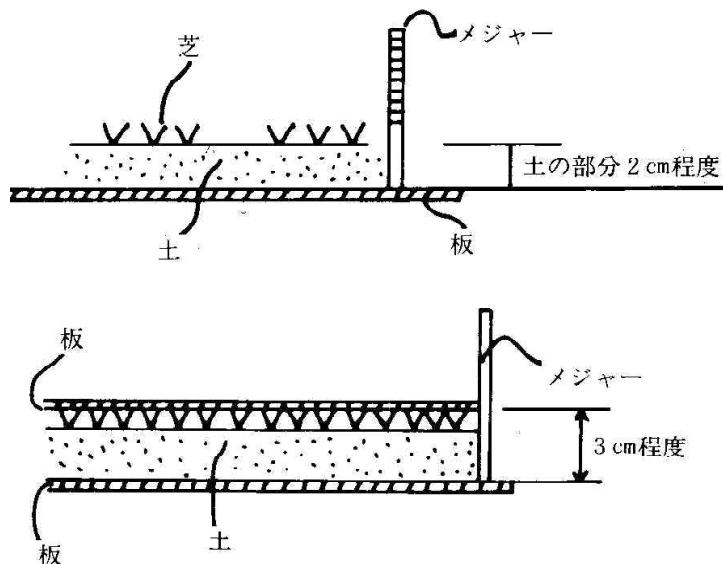
項目	標準的性状
動粘度 (60 °C) mm ² /s	80～1,000
引火点 °C	230以上
薄膜加熱後の粘度比 (60 °C)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下
密度 (15 °C) g/cm ³	報告
組成分析	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ 以上とすること
が望ましい。

2-11 生芝・栽培芝及び粗朶等

2-11-1 生 芝

- 工事で使用する生芝の種類は、設計図書によるものとし、種子配合及び芝生についての品質規格証明書を提出したのち使用すること。なお、設計図書で特に指定されていない場合は、土木工事用の栽培芝（土工用栽培芝）を使用しなければならない。
- 芝は、雑草の混入が少なく、根がらみ良好で、かつ根土が多くついたもので枯死するおそれのないものでなければならない。なお、芝の厚さは 3cm 程度でかつ土の部分は 2cm 程度を標準とする。



※工事完成書類として写真撮影が必要である。

- 3 芝は、長期積み重ねておいたり、天日にさらして枯らしてはならない。また適当に風通しをよくし、あるいは散水するなど保存に注意しなければならない。
- 4 休眠期の芝を長期間保存する場合は『ムレ』などにより活動を始めないよう保存に注意しなければならない。
- 5 芝串は長さ18cm程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。

2-11-2 栽培芝

- 1 土木工事用の栽培芝（土木用栽培芝）の種子配合は、トール・フェスク及びクリーピング・レッド・フェスクの合計で50%以上とする。その他の配合種子はケンタッキー・ブルー・グラスやハード・フェスク等とし、それらの使用量は設計図書によるものとする。なお、チモシー オーチャードなどの牧草の種子は含まないものとする。
- 2 公園、分離帯等に使用する公園芝（公園用栽培芝）はケンタッキーブルーグラス80%以上の芝とし、その使用量は設計図書によるものとする。
- 3 2-11-1 「生芝」に関する規定は栽培芝にも適用するものとする。

2-11-3 種子

種子は品質の保証されたもので、その有効率（純度×発芽率）は80%を標準とし、70%を確保しなければならない。標準有効率に達しないものについては、その比率に応じて増量しなければならない。湿った種子、かびた種子その他輸送中又は保管中に損傷をうけた種子は使用してはならない。

2-11-4 材料の貯蔵

材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で不純物が混入しないよう保護し貯蔵しなければならない。

2-11-5 種子帶

- 1 種子帶は10cm及び15cmを標準とする。種子帶に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-42によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

表 2-42 1m当たり使用量

帶幅	種子粒数	肥料量	摘要
10cm	2100 粒以上	3 g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。
15cm	2500 粒以上	4 g 以上	

2 製造後の使用期限は原則として製造後 1 年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。

3 主体草種は下記の中から 3 種以上を使用する。

- (1) トールフェスク
- (2) クリーピングレッドフェスク
- (3) ケンタッキーブルーグラス
- (4) レッドトップ
- (5) ホワイトクローバー

2-11-6 植生マット

1 植生マット

植生マットは布、わらなどで製作した幅 50cm 以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットに使用する種子、肥料の標準使用量は表 2-43 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

表 2-43 1m²当たり使用量

種子粒数	肥料量	摘要
15000 粒以上	40 g 以上	主体草種は最低下記の 3 種とする。肥料は高度化成肥料 (成分 N・P・K 合計が 30% 程度) とする。

ワラ付人工芝については、ワラ見付量は 1m²当たり 300 g 以上とする。

2 芝ぐし

芝ぐしは亜鉛引鉄線 1.6mm 以上、長さ 20cm 以上に切り U 型等に曲げて使用する。

3 張付け

植生マットの張付けは種子を装着した面を下にし、法面に十分密着させ、芝くしは 1m²当たり 6 本以上使用するものとし、マット相互の合端は種子の装着されている面で突き合せとする。

4 製造後の使用期限、その他

製造後の使用期限は原則として製造後 1 年以内のものを使用すること。また、材料は雨露、湿気を防ぐに十分な場所で保護し貯蔵しなければならない。

5 主体草種は下記の中から 3 種以上を使用する。

- (1) トールフェスク
- (2) クリーピングレッドフェスク
- (3) ケンタッキーブルーグラス
- (4) レッドトップ
- (5) ホワイトクローバー

2-11-7 植生土のう

土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも 1 年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は表 2-44 によるものとし、内容証明

書を提出したのち使用すること。

表 2-44 1袋当り使用量

種子粒数	肥料量	摘要
片面当たり 3600 粒以上	1 袋当たり 28 g 以上	主体草種は最低 3 種とする。肥料は高度化成肥料（成分 N・P・K 合計が 30 % 程度）とする。

2-11-8 播種工

種子、肥料の標準使用量は表 2-45 によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

表 2-45 1 m²当り使用量

材 料	品 種	数 量	
主体草種	クリーピングレッドフェスク	1.93 g	このうちから 1 種
	ケンタッキーブルーグラス	0.46 g	
補足用草種	トールフェスク ホワイトクローバー	2.48 g 0.45 g	
肥料	高度化成肥料	160 g	窒素、磷酸、カリの有効成分の合計が 40 % 以上のものとする。

2-11-9 種子吹付工

1 種 子

種子、肥料の標準使用量は設計図書によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。

2 ファイバー

ファイバーは長さ 6 mm 以下で植物の生育に有害な物質を含まないものでなければならない。

3 水

水は、清浄で汚濁物、油、酸、強アルカリ、塩分、有機不純物など植物の生育に有害な成分を含んではならない。

4 粘着剤

粘着剤は植物の生育に有害な成分を含んではならない。

5 土壌改良材

その使用は設計図書によるものとする。

6 肥 料

高度化成肥料の使用を原則とし、窒素、リン酸、カリの有効成分の合計が 40 % 以上のものとする。

2-11-10 粗 朶

1 粗朶は、柳を原則とし、所定の長さを有し、新たに伐採して葉を取り去った、小枝の多いものでなければならない。

2 粗朶の寸法は、長さ 2.0 m 以上のものを束ねたもので、小口より 1 m のところで堅く締め付けた平均束周 0.7 m の束でなければならない。

2-11-11 帯 梢

- 1 帯梢は、良質な柳とし、小枝を取り去ったもので所定の長さ、元口径を有するものでなければならない。
- 2 長さは3.0m以上とし、元口2cm内外のもので、25本束ねたものを1束とする。
- 3 特に採取してから使用する迄の期間は、凍害をうけて折損したり、炎天のため、枯死しないように、適切な措置を講じなければならない。

2-11-12 小 杭

- 1 小杭は、柳を原則とし、所定の長さ、元口径を有するものでなければならない。
- 2 長さは0.9m~1.2m程度、元口径4cm内外のもので15本束ねたものを1束とする。

2-11-13 有機質土壌改良材

- 1 バーク堆肥の品質基準は、下記のとおりとする。
 - (1) 有機物の含有率(乾物) 70%以上
 - (2) 炭素窒素比[C/N比] 35以下
 - (3) 陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70 meq/100 g (cmol/kg) 以上
 - (4) pH 5.5~7.5
 - (5) 水分55~65%
 - (6) 幼植物試験の結果生育阻害その他異常を認めない
 - (7) 窒素全量[N](現物) 0.5%以上
 - (8) りん酸全量[P₂O₅](現物) 0.2%以上
 - (9) カリ全量[K₂O](現物) 0.1%以上
 - (10) 電気伝導度(率)[EC](乾物) 3.0 mS/cm以下
- 2 下水汚泥コンポストの品質基準は、下記のとおりとする。
 - (1) 製品に含まれる有害化学物質含有割合
ヒ素0.005%以下
カドミウム0.0005%以下
水銀0.0002%以下
ニッケル0.03%以下
クロム0.05%以下
鉛0.01%以下
 - (2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したこと。
 - (3) 植害試験結果により、害が認められること。
 - (4) 有機質含有量(乾物) 35%以上
 - (5) 炭素窒素比[C/N比] 20以下
 - (6) pH 8.5以下
 - (7) 水分50%以下
 - (8) 窒素全量[N](現物) 0.8%以上
 - (9) りん酸全量[P₂O₅](現物) 1.0%以上
 - (10) アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない)

2-11-14 配合

1 種子散布工

(1) 種子散布工の種子、肥料などの配合は、法面の土壤、土質によって、表2-46の標準配合範囲において、表2-47を目標に配合し、工事監督員の承諾を得なければならない。

表2-46 標準配合範囲

	種子散布工	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工(厚3mm)
	標準配合範囲(100m ² 当たり)	標準配合範囲(100m ² 当たり)	標準配合範囲(100m ² 当たり)
種子:ケンタッキーブルーグラス	0.09kg以上	0.09kg以上	0.09kg以上
種子:クリーピングレッドフェスク	0.27kg以上	0.27kg以上	0.27kg以上
種子:トールフェスク	0.98kg以上	0.98kg以上	0.98kg以上
高度化成肥料	3~12kg	3~12kg	3~12kg
リン酸肥料		1~12kg	1~12kg
養生材	14~20kg	14~20kg	14~20kg
土壤改良材A(有機含有量30%以上(現物相当))		7~12kg	7~12kg
土壤改良材B(ピートモスA級)若しくは(木質土壤改良材)		ピートモスA級200kg以上	ピートモスA級600kg以上
		木質土壤改良材100kg以上	木質土壤改良材300kg以上
粘着材(粉末)若しくは(液体)	粉末0.14~0.2kg	粉末0.14~0.2kg	粉末0.14~0.2kg
		液体5.6~8kg	液体5.6~8kg
窒素質肥料(緩効性)	2~8kg	2~8kg	2~8kg
厚さ管理用プレート10×10cm	—	—	0.1枚(最低3枚)

表2-47 目標配合表

土壤酸度(°-H-KCl)	4.0~6.5
土壤酸度(°-H-H ₂ O)	4.5~7.0
施工完了時リン酸吸収力	深さ5cmの土壤を700mg/土砂100g以下に矯正すること。
有機含有量	深さ2cmの土壤における有機含有量を腐植酸種子散布工は4.0%以上、有機材種子散布工は4.0%以上とすること。
有効窒素	3.0g/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分は高度化成肥料により、その後120日分は緩効性肥料により配合すること。
有効リン酸	3.0g/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分はリン酸質肥料により配合すること。
有効カリ	1.5kg/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分は高度化成肥料により配合すること。

(2) 配合に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (ア) 高度化成肥料は窒素、リン酸、カリの有効成分がともに10%以上で合計40%以上のものを使用すること。
- (イ) リン酸肥料は土壤条件によって、表2-47に定める有効リン酸量を満足するよう配合する。
- (ウ) 窒素質肥料(緩効性)は年間窒素要求量の不足分を配合する。
- (エ) 養生材、粘着材は現場の気象環境を考慮して使用量を配合する。
- (オ) 土壤改良材Bは木質土壤改良材を基本とすること。

2 植生基材吹付工（土砂系）

(1) 植生基材吹付工（土砂系）の種子、肥料などの配合は、法面の土壤、土質によって、表2-48の標準配合範囲において、表2-49を目標に配合し、工事監督員の承諾を得なければならない。

表2-48 標準配合範囲

	植生基材吹付工（土砂系）3cm	植生基材吹付工（土砂系）5cm
	標準配合範囲（100m ² 当たり）	標準配合範囲（100m ² 当たり）
種子：ケンタッキーブルーグラス	0.2kg以上	0.3kg以上
種子：クリーピングレッドフェスク	0.5kg以上	0.9kg以上
種子：トールフェスク	2.0kg以上	3.3kg以上
高度化成肥料	3~12kg	3~12kg
リン酸肥料	1~12kg	1~12kg
養生材	42~60kg	70~100kg
土壤改良材A（有機含有量30%以上（現物相当））	17~24kg	28~40kg
土壤改良材B（ピートモスA級）若しくは（木質土壤改良材）	ピートモスA級1200kg以上	ピートモスA級2000kg以上
	木質土壤改良材600kg以上	木質土壤改良材1000kg以上
粘着材（粉末）若しくは（液体）	粉末2.1~3.0kg	粉末3.5~5.0kg
	液体16.8~24kg	液体28~40kg
窒素質肥料（緩効性）	2~8kg	2~8kg
客土	2.4m ³	4m ³
ラス金網亜鉛メッキφ2.0 50×50mm目 重ね合わせは10cm以上とする。（スペーサー1個/m ² を含む）	100m ²	100m ²
メインアンカーピン SR235 φ16 L=400+50mm又はSD295 φ16 L=400+50mm	30本	30本
サブアンカーピン SR235 φ9 L=200+30mm又はSD295 φ10 L=200+30mm	150本	150本

表2-49 目標配合表

土壤酸度（ $\text{pH}-\text{HCl}$ ）	4.0~6.5
土壤酸度（ $\text{pH}-\text{H}_2\text{O}$ ）	4.5~7.0
施工完了時リン酸吸収力	深さ5cmの土壤を700mg/土砂100g以下に矯正すること。
有機含有量	植生基材吹付工の土砂系での生育基盤層の有機含有量は8.0%以上とすること。
有効窒素	3.0g/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分は高度化成肥料により、その後120日分は緩効性肥料により配合すること。
有効リン酸	3.0g/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分はリン酸質肥料により配合すること。
有効カリ	1.5kg/m ² /月以上を生育期間の内施工後60日分は高度化成肥料により配合すること。

(2) 配合に当たっては、次の各号によらなければならない。

(ア) 高度化成肥料は窒素、リン酸、カリの有効成分がともに10%以上で合計40%以上のものを使用すること。

(イ) リン酸肥料は土壤条件によって、表2-49に定める有効リン酸量を満足するよう配合する。

(ウ) 窒素質肥料（緩効性）は年間窒素要求量の不足分を配合する。

(エ) 養生材、粘着材は現場の気象環境を考慮して使用量を配合する。

(オ) 土壤改良材Bは木質土壤改良材を基本とすること。

(3) 客土として使用する土壤は、あらかじめ土壤検査を行い、一定の品質のものを使用すること。客土の品質基準は、表2-50を標準とする。

表2-50 客土品質基準

項目	基準
土性	砂壤土、壤土、植壤土
粒径分布	粘土含量 0~25%
	シルト含量 0~45%
	砂含量 30~85%
	レキ(径2~20mm) 50%以下
構造	ある程度の団粒構造が認められるもの
透水係数	10 ⁻³ cm/sec以上
有効水分	80ℓ /m ³ 以上
土壤酸度	pH 5.5~7.0
有機含有量	3%以上
塩基置換容量	6me/100g以上
リン酸吸收係数	1,500mg/100g以下
その他	植物の生育に有害な雑物を含んでいないこと。

3 植生基材吹付工（有機質系）

(1) 植生基材吹付工（有機質系）の種子、肥料などの配合は、法面の土壤、土質によって、表2-51～53の標準配合範囲において配合し、工事監督員の承諾を得なければならない。

表2-51 標準配合範囲(3cm)

		植生基材吹付工（有機質系）3cm		
		標準配合範囲(100m ² 当たり)		
		基盤材1種類のみ	基盤材2種類組合せ (同量配合)	基盤材2種類組合せ (同量配合以外)
種子:ケンタッキーブルーグラス		0.2kg以上	0.2kg以上	0.2kg以上
種子:クリーピングレッドフェスク		0.5kg以上	0.5kg以上	0.5kg以上
種子:トールフェスク		2.0kg以上	2.0kg以上	2.0kg以上
高度化成肥料		18kg以上	18kg以上	育成基盤材に含む
育成基盤材(ブレンド品)		6,000ドル以上	3,000ドル以上	2,310ドル以上
育成基盤材(ピートモス)		—	3,000ドル以上	3,690ドル以上
接合材 (いずれか ひとつ)	高分子系樹脂(粉体)	3.0kg以上	3.0kg以上	育成基盤材に含む
	高分子系樹脂(液体)	12kg以上	12kg以上	
	普通ポルトランドセメント	—	240kg以上	
ラス金網亜鉛メッキΦ2.0 50×50mm目 重ね 合わせは10cm以上とする。(スペーサー1個 /m ² を含む)		100m ²	100m ²	100m ²
メインアンカーピン SR235 Φ16 L=400+50mm又はSD295 Φ16 L=400+50mm		30本	30本	30本
サブアンカーピン SR235 Φ9 L=200+30mm又 はSD295 Φ10 L=200+30mm		150本	150本	150本

表 2-52 標準配合範囲 (5cm)

		植生基材吹付工 (有機質系) 5cm		
		標準配合範囲 (100m ² 当たり)		
		基盤材1種類のみ	基盤材2種類組合せ (同量配合)	基盤材2種類組合せ (同量配合以外)
種子: ケンタッキーブルーグラス		0.3kg以上	0.3kg以上	0.3kg以上
種子: クリーピングレッドフェスク		0.9kg以上	0.9kg以上	0.9kg以上
種子: トールフェスク		3.3kg以上	3.3kg以上	3.3kg以上
高度化成肥料		30kg以上	30kg以上	育成基盤材に含む
育成基盤材(ブレンド品)		10,000ドル以上	5,000ドル以上	3,850ドル以上
育成基盤材(ピートモス)		—	5,000ドル以上	6,150ドル以上
接合材 (いずれか ひとつ)	高分子系樹脂(粉体)	5.0kg以上	5.0kg以上	育成基盤材に含む
	高分子系樹脂(液体)	20kg以上	20kg以上	
	普通ポルトランドセメント	—	400kg以上	
ラス金網亜鉛メッキΦ2.0 50×50mm目 重ね 合わせは10cm以上とする。(スペーサー1個 /m ² を含む)		100m ²	100m ²	100m ²
メインアンカーピン SR235 Φ16 L=400+50mm又はSD295 Φ16 L=400+50mm		30本	30本	30本
サブアンカーピン SR235 Φ9 L=200+30mm又 はSD295 Φ10 L=200+30mm		150本	150本	150本

表 2-53 標準配合範囲 (8cm)

	植生基材吹付工(有機質系)8cm		
	標準配合範囲 (100m ² 当たり)		
	基盤材1種類のみ	基盤材2種類組合せ (同量配合)	基盤材2種類組合せ (同量配合以外)
種子:ケンタッキーブルーグラス	0.5kg以上	0.5kg以上	0.5kg以上
種子:クリーピングレッドフェスク	1.4kg以上	1.4kg以上	1.4kg以上
種子:トールフェスク	5.2kg以上	5.2kg以上	5.2kg以上
高度化成肥料	48kg以上	48kg以上	育成基盤材に含む
育成基盤材(ブレンド品)	16,000ドル以上	8,000ドル以上	6,160ドル以上
育成基盤材(ピートモス)	—	8,000ドル以上	9,840ドル以上
接合材 (いずれか ひとつ)	高分子系樹脂(粉体)	8.0kg以上	8.0kg以上
	高分子系樹脂(液体)	32kg以上	32kg以上
	普通ポルトランドセメント	—	640kg以上
ラス金網亜鉛メッキφ2.0 50×50mm目 重ね 合わせは10cm以上とする。(スペーサー1個 /m ² を含む)	100m ²	100m ²	100m ²
メインアンカーピン SR235 φ16 L=400+50mm又はSD295 φ16 L=400+50mm	30本	30本	30本
サブアンカーピン SR235 φ9 L=200+30mm又 はSD295 φ10 L=200+30mm	150本	150本	150本

- (2) 高度化成肥料は窒素、リン酸、カリの有効成分がともに10%以上で合計40%以上のものを使用すること。
- (3) 育成基盤材(ブレンド品)については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は下表による。

バーク堆肥の基準値

項目	単位	基準値	摘要
有機含有量	%	※ 70以上	
全窒素 (N)	%	※ 1.0以上	
炭素率 (C/N比)	—	40以下	
塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 70以上	
pH	—	4.5~8.0	H ₂ O法による
水分	%	60±6	

※成分は乾物当たり。

ピートモスの基準値

項目	単位	基準値	摘要
有機含有量	%	※ 70以上	
塩基置換容量 (CEC)	me/l	※ 130以上	
pH	—	3.5~7.0	H ₂ O法による

※成分は乾物当たり。

ペーライトの基準値

項目	単位	基準値	摘要
珪酸 (SiO ₂)	%	70以上	
吸水率	%	75以上	pF ₀ 吸引法による
pH	—	6.0~8.0	H ₂ O法による

2-12 目地材

2-12-1 注入目地材

- 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。
 - 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。
 - 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。
 - 加熱施工式の注入目地材は、加熱時に分離しないものとする。
- なお、品質は表2-54を標準とする。

表2-54 加熱施工式注入目地材の品質の標準

試験項目	a) 低弾性タイプ	b) 高弾性タイプ
針入度(円錐針)	6mm以下	9mm以下
弾性(球針)	—	初期貫入量 0.5~1.5mm
		復元率 60%以上
流動性	5mm以下	3mm以下
引張量	3mm以上	10mm以上

2-12-2 目地材

- 目地材の種類などは、設計図書によるものとし、規格及び試験法は表2-55の通りとする。

表2-55 目地材の規格

種 別	区 分	厚 さ	規 模	備 考
アスファルト系		10m/m	○1/2圧縮強度 340N/cm ² 以上	
アスファルト 繊維質系			○50%復元率 65%以上 ○はみだし 1/2圧縮時 10m/m 以下	
ゴム発泡体	硬度 30以上級	10m/m	○見掛密度 0.15 g/cm ³ 以上 ○1/2圧縮強度 15N/cm ² 以上 ○50%復元率 95%以上 ○硬度 30 以上	
	密度 0.06 g/cm ³ 以上級	10m/m	○見掛密度 0.06 g/cm ³ 以上 ○1/2圧縮強度 15N/cm ² 以上 ○50%復元率 90%以上 ○硬度 40 以上	
樹脂発泡体	密度 0.10 g/cm ³ 以上級	10m/m	○見掛密度 0.1 g/cm ³ 以上 ○1/2圧縮強度 31N/cm ² 以上 ○50%復元率 97%以上 ○硬度 55 以上	漁港 コンク リート 舗装用
		20m/m	同上	
ポリウレタン系 液性目地材			1成分系・低モジュラス	砂防ダム

2 目地材の試験方法

(1) アスファルト系

- ア 1/2 圧縮強度 ····· KODAN204 による。
- イ 50 %復元率 ····· KODAN204 による。
- ウ はみ出し量 ····· KODAN204 による。

(2) ゴム発泡体

- ア 1/2 圧縮強度 ····· KDKS0607 による。
- イ 50 %復元率 ····· //
- ウ 見かけ密度 ····· JIS K 6767 による。
- エ 硬度 ····· JIS K6253 による。

(3) 樹脂発泡体

- ア 1/2 圧縮強度 ····· KDKS0607 による。
- イ 50 %復元率 ····· //
- ウ 見かけ密度 ····· JIS K 6767 による。
- エ 硬度 ····· JIS K6253 による。

3 目地材は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ、はみ出さないものでなければならぬ。

4 コンクリートを打ち込むときに縮んだり、曲がったり、ねじれたりしないものでなければならぬ。

2-13 塗 料

2-13-1 一般事項

1 塗料は、それぞれ表 2-56 の規格に適合したものでなければならない。

表 2-56 塗料規格

塗料名	対応規格	摘要
エッティングプライマー 2種（長ぼく型）	JIS K 5633	
エッティングプライマー 1種（短ぼく型）		
ジンクリッヂプライマー（ペイント）有機系	鋼道路橋塗装便覧による	
ジンクリッヂプライマー（ペイント）無機系		
鉛・クロムフリーさび止めペイント（1.2種）	JIS K 5674	
エポキシ樹脂塗料（下塗料）	鋼道路橋塗装便覧による	鋼橋塗装
エポキシ樹脂塗料（下・中・上塗用）	付(1)15-4の規格による	水門設備塗装
合成樹脂ペイント 2種（中・上塗用） (長油性フタル酸樹脂)	JIS K 5516	
フェノール樹脂系M I O塗料（中塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
エポキシ樹脂M I O塗料（中塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
ポリウレタン樹脂塗料（中、上塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
シリコンアルキド樹脂塗料（中、上塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
ふっ素樹脂塗料（中、上塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
変性エポキシ樹脂塗料（下塗用）	鋼道路橋塗装便覧による	
無溶剤型変性エポキシ樹脂塗料	鋼道路橋塗装便覧による	
無溶剤型タールエポキシ樹脂塗料	鋼道路橋塗装便覧による	
超厚膜型エポキシ樹脂塗料	鋼道路橋塗装便覧による	
アルミニウムペイント	JIS K 5492	照明ポール

- 2 受注者は、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
- 3 受注者は、塗料は工場調合したもの用いなければならない。
- 4 受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。
- 5 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料若しくは、下塗塗料については、以下の規格に適合したものとする。
 - (1) JIS K 5621（一般用さび止めペイント）
 - (2) JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）
- 6 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管するものとする。開缶後、受注者は、これを十分に攪拌したうえ、速やかに使用しなければならない。これらの取扱いについては関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。
- 7 塗料の有効期限は、ジンクリッヂペイントは、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料を使用してはならない。
- 8 受注者は、塗料を使用前に、有害な重金属物質が含有していないことを示す報告書（下記様式例を参照）をメーカーから受け取り、工事監督員に提出しなければならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッヂペイントは 6 ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

様式例（有害な重金属物質が含有していないことを示す報告書）

（元号）○○年○○月○○日

○○○○○○（株） 御中

（株）○○○○○○

鉛・クロム・P C B 含有報告書

お問い合わせ頂いた有害な重金属物質（鉛・クロム・P C B）の含有につきまして、
以下のとおりご報告いたします。

工事名：○○○○線○○工事

塗装系：鋼道路橋防食便覧 RC - I

	塗料名称	メーカー材料名	色相	鉛 可／否	クロム 可／否	PCB 可／否
下地	有機ジンクリッヂペイント	○○○○	○○	否	否	否
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	○○○○	○○	否	否	否
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	○○○○	○○	否	否	否
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	○○○○	○○	否	否	否
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	○○○○	○○	否	否	否

※有機顔料中に非意図的に副生されたP C B 含有物も検出されておりません。

2-14 道路標識及び区画線

2-14-1 道路標識

- 1 共通仕様書に示されないものについては道路標識設置基準及び道路標識ハンドブックによるものとする。
- 2 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標示板

- ア JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帶)
- イ JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帶)
- ウ JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帶)
- エ JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
- オ JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部:キャスト板)
- カ JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部:押出板)
- キ ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)

(2) 支柱

- ア JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- イ JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
- ウ JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)
- エ JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- オ JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)
- カ JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)

(3) 補強材及び取付金具

- ア JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- イ JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帶)
- ウ JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帶)
- エ JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスピーブーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスピーブーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-57、2-58に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。なお、表2-57、2-58に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は工事監督員の確認を得なければならない。

表 2-57 封入レンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12° (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0	
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5	
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
		40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表 2-58 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12° (0.2°)	5°	250	170	45	45	20	
	30°	150	100	25	25	11	
	40°	110	70	16	16	8.0	
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8.0
		40°	95	64	13	11	7.0
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06	

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

反射シートの色、光沢度、接着性、収縮性、耐候性については、JIS Z 9117（再帰性反射材）及び道路標識ハンドブックによるものとし、カプセルレンズ型反射シートの光沢度の値は 65 以上とする。

2-14-2 区画線

1 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665 (路面標示用塗料)

2 ガラスビーズは、JIS R 3301 の 1 号の規格に適合したものでなければならない。

3 道路区画線の材料規格及び使用量は表 2-59 を標準とする。

4 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。

表 2-59 道路区画線の材料規格及び使用量

施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	溶融式塗料規格	適用
	常温式	15cm		48ドル	37kg	JIS K 5665 1種 B		
	加熱式	15cm		67ドル	56kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	20cm		88ドル	75kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	25cm		111ドル	93kg	JIS K 5665 2種 B		
	溶融式	15cm	1.0mm	315kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	15cm	1.2mm	378kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	20cm	1.0mm	420kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	溶融式	20cm	1.2mm	504kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
中央帯ハッチ	常温式	15cm		48ドル	37kg	JIS K 5665 1種 B		
横断線	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	横断歩道を含む
路面表示	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	

※ペイント及びビーズの使用量は1,000mあたり

2-14-3 道路反射鏡

1 一般事項

道路反射鏡の鏡面の大きさ、及び曲率半径は表 2-60 の通りとする。

表 2-60 道路反射鏡

鏡面形状	鏡面数	鏡面の大きさ	鏡面曲率半径
丸形	一面鏡 及び二面鏡	φ 600	1,500
		φ 800	
		φ 1,000	
角形	一面鏡 及び二面鏡	□ 450 × 600	3,000
		□ 600 × 800	3,600 以上

[注] 視距等と考慮して、鏡面の大きさ及び曲率半径を適切に組み合わせる。

2 鏡面

(1) 鏡面の材質は冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305) SUS 304 とし表面仕上げ B A,

2 B 表面ケンマ JIS R 6001 No. 8 仕上げしたものを標準とする。

(2) 鏡面の厚さ

表 2-61

鏡面形状	鏡面の大きさ	材料
		ステンレス
丸型	φ 600	0.8
	φ 800	0.9
	φ 1,000	1.0
角形	□ 450 × 600	0.8
	□ 600 × 800	0.9

3 バックプレート等各種部材と支柱

表2-62によるものを標準とする。

表2-62

部材名 適応材料	金 属	合 成 樹 脂
バックプレート	普通鋼板、ステンレス	F R P
取 付 枠	ステンレス、アルミニウム	F R P
取 付 金 具	普通鋼板、鋼管	—
フ 一 ド	ステンレス	F R P、ポリカーボネート樹脂
注 意 板	普通鋼板、ステンレス、アルミニウム	F R P、ポリカーボネート樹脂
支 柱	鋼管	
ネームシート	—	ポリエスチル樹脂(フィルム)

普通鋼板 「冷間圧延鋼板及び鋼帶」 JIS G 3141

「熱間圧延軟鋼板」 JIS G 3131

ステンレス 「冷間圧延鋼ステンレス鋼板」 JISG4305

SUS 430 に規定されているもの

アルミニウム 「アルミニウムおよびアルミニウム合金の板及び条」

JIS H 4000、種類 1100 に規定されているもの

鋼 管 「一般構造用炭素鋼鋼管」 JIS G 3444, STK400

「低圧積層用液状不飽和ポリエスチル樹脂」 JIS K 6919

「ポリカーボネート成形材料」 JIS K 6719

2-14-4 視線誘導標

受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

(1) 反射体

ア 受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm 以下の反射体を用いなければならぬ。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。

イ 受注者は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$

$0.50 \geq x \geq 0.41$

橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$

$y \geq 0.99-x$

ただし、x、y はJIS Z 8781-3 (測色—第三部 : CIE三刺激値) の色度座標である。

ウ 受注者は、反射性能が JIS D 5500 (自動車用ランプ類) に規定する反射性試験装置による試験で、表2-63に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表 2-63 反射体 (単位: cd / 10.76 lx)

観測角 反射体の色	白色			橙色		
	入射角 0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°	35	28	21	22	18	13
0.5°	17	14	10	11	9	6
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20

注) 上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。

(2) 支柱

- ア 受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならぬ。
- イ 受注者は、白色又はこれに類する色の支柱を用いなければならない。
- ウ 使用する支柱の諸元の標準は表 2-64 に示すものとする。

表 2-64 支柱の諸元

設置条件		長さ (mm)	材質			
反射体の設置高さ (cm)	基礎の種類		銅	アルミニウム合金	合成樹脂	
			外径×厚さ (mm) × (mm)	外径×厚さ (mm) × (mm)	外径×厚 (mm) × (mm)	
90	コンクリート基礎	1,150	34 × 2.3	45 × 3	60 × 4.5 (89)	
	土中埋込基礎	1,450	以上	以上	以上	

(注) () 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

エ 塗装仕上げする鋼管の場合

(ア) 受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に磷酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

(イ) 受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用<Z 27>の275g / m² (両面付着量) 以上としなければならない。

ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。

(ウ) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20 μ m 以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。

オ 亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HD Z 35) の350g / m² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

2-15 その他

2-15-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂）

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋め込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等の使用目的に適した性質を有したものでなければならない。

2-15-2 合成樹脂製品

合成樹脂による製品は、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。

(1) 硬質塩化ビニル管等

表 2-65

製品名	規格
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742
硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745
一般用ポリエチレン管	JIS K 6761
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762
塩化ビニル樹脂止水板	JIS K 6773
合成高分子ルーフィング	JIS A 6008
硬質ポリ塩化ビニル電線管	JIS C 8430

(2) 合成樹脂管

ア. 暗渠排水管

表 2-66

種別	品質規格
暗渠排水管 (全面透水) (長尺管)	・口径 50m/m ・可撓性を有すること ・耐圧強度 1200 N/m 以上
	・口径 75 ~ 80m/m ・可撓性を有すること ・耐圧強度 1100 N/m 以上
	・口径 100m/m ・可撓性を有すること ・耐圧強度 780 N/m 以上
	・口径 150m/m ・可撓性を有すること ・耐圧強度 690 N/m 以上
	・口径 200m/m ・可撓性を有すること ・耐圧強度 980 N/m 以上
暗渠排水管 (全面透水) (短尺管)	・口径 50m/m ・開孔率 10%以上 ・耐圧強度 780 N/m 以上
	・口径 75 ~ 80m/m ・開孔率 13%以上 ・耐圧強度 490 N/m 以上
	・口径 100m/m ・開孔率 10%以上 ・耐圧強度 490 N/m 以上
	・口径 150m/m ・開孔率 9%以上 ・耐圧強度 390 N/m 以上

(注) 耐圧強度は試験片250m/m, 平行板載荷、加圧速度10m/m分、気温23±2°Cで加圧した時、管の内径10%歪時の加重をm当たり換算したものである。

イ. 波状管

表 2-67

種 別	品 質 規 格
波 状 管	• ϕ 75 ~ 80m/m 級 • 可撓性 450 mm/20 N 以上 • 耐圧強度 1800 N/m 以上
	• ϕ 100m/m 級 • 可撓性 150 mm/20 N 以上 • 耐圧強度 1800 N/m 以上
	• ϕ 150m/m 級 • 可撓性 100 mm/50 N 以上 • 耐圧強度 2100 N/m 以上
	• ϕ 200m/m 級 • 可撓性 35 mm/50 N 以上 • 耐圧強度 2300 N/m 以上

(注) 1. 耐圧強度は試験片 250m/m, 平行板載荷、加圧速度 10m/m 分、気温 23 °C ± 2 °C で加圧した時、管の内径 10%歪時の荷重を m 当たり換算したものである。(試験値)
2. 可撓性は試験片長 1,300m/m のものを 500m/m 固定し、先端から 5cm の点に ϕ 150m/m 未満は 20 N、 ϕ 150m/m 以上は 50 N の荷重をかけ、1 分後に測定したわみ量である。

ウ. 導水用管

表 2-68

種 別	品 質 規 格
導水用管	• ϕ 150m/m 級 • 内面平滑 • 耐圧強度 2100 N/m 以上 • 可撓性 400 mm/50 N 以上
	• ϕ 200m/m 級 • 内面平滑 • 耐圧強度 2300 N/m 以上 • 可撓性 300 mm/50 N 以上

(注) 試験方法は波状管と同様とする。

エ. プラヒューム管

表 2-69

種 別	品 質 規 格
プラヒューム管	• ϕ 300m/m 級 • 内面平滑 • 耐圧強度 4200 N/m 以上
	• ϕ 450m/m 級 • 内面平滑 • 耐圧強度 4200 N/m 以上
	• ϕ 600m/m 級 • 内面平滑 • 耐圧強度 6900 N/m 以上

(注) 耐圧強度は試験片 500m/m, 平行板載荷、加圧速度 10m/m 分、気温 23 °C ± 2 °C で加圧した時、管の内径 10%歪時の荷重を m 当たり換算したものである。(試験値)

2-15-3 シート

シートについては、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。

(1) 織物シート

表 2-70

区分	規格
引張強度 980 N/3 cm以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 980 × 980 N/3 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 98 N × 98 N以上 透水係数・・・2×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・130g/m²以上
引張強度 1470 N/3 cm以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 1470 × 1470 N/3 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 200 N × 200 N以上 透水係数・・・7×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・150g/m²以上
引張強度 2940 N/3 cm以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 2940 × 2940 N/3 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 490 N × 490 N以上 透水係数・・・7×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・300g/m²以上

注 1. 試験方法は
 引張強度・・・JIS L-1096 (ストリップ法)
 引裂強度・・・JIS L-1096 (シングルタング法) による
 質量・・・JIS L-1096
 透水係数・・・JIS A-1218

(2) PPシート

表 2-71

区分	規格
引張強度 1470N/5 cm 以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 1470 × 1470 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 290 N × 290 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・150g/m²以上
引張強度 1960N/5 cm 以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 1960 × 1960 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 590 N × 590 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・200g/m²以上

注 1. 試験方法は
 引張強度・・・JIS L-1096 (ストリップ法)
 引裂強度・・・JIS L-1096 (シングルタング法) による
 重量・・・JIS L-1096
 透水係数・・・JIS A-1218

(3) 不織布

表 2-72

区分	規格
引張強度 490 N/5 cm 以下級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれか低い方の値が 70 × 70 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 30 N × 30 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・200g/m²以上
引張強度 490 N/5 cm 以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 490 × 490 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 30 N × 30 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・300g/m²以上
引張強度 980 N/5 cm 以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 980 × 980 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれかの低い方の値が 490 N × 490 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・500g/m²以上
引張強度 98 N/5 cm 以上級	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥時 98 × 98 N/5 cm以上 引裂強度・・・乾燥時 50 × 50 N以上 透水係数・・・1×10^{-10} cm/sec 以上 質量・・・60g/m²以上

※ 試験方法は JIS L-1085, JIS A-1218 による

(4) 消波根固定用シート

表 2-73

シート	<ul style="list-style-type: none"> 引張強度・・・乾燥・湿潤時いずれか低い方の値が $1960 \times 1960 \text{ N}/3 \text{ cm}$ 以上 引裂強度・・・乾燥・湿潤時いずれか低い方の値が $490 \times 490 \text{ N}$ 以上
金網	<ul style="list-style-type: none"> # 10 × 50m/m JIS G 3544 A 級
スポーク	<ul style="list-style-type: none"> # 8 JIS G 3544 A 級
結合コイル	<ul style="list-style-type: none"> # 8 × 45 × 250m/m JIS G 3544 B 級
シーフィング	<ul style="list-style-type: none"> φ 1.8m/m × D10m/m · SUS 27
テープ間隔	<ul style="list-style-type: none"> 縦 1 m ピッチ以内
スポーク間隔	<ul style="list-style-type: none"> 横 0.5 m ピッチ以内
結合方法 (参考資料による)	<ul style="list-style-type: none"> シート本体に幅 3 cm 以上のテープをループ状に加工、ループと金網に横スマークを挿入し一体化し、シーフィングで補強する。
全体重量	<ul style="list-style-type: none"> 3.1 kg/m² 以上

シートの試験方法は引張強度・・・ J I S L 1 0 9 6 (ストリップ法)
引裂強度・・・ J I S L 1 0 9 6 (シングルタング法) による。

2-15-4 河川護岸用吸出し防止シート

- 1 河川護岸用吸出し防止シートは次の品質及び規格を満足させるものでなければならない。
- 2 質及び規格 (一般河川用)

表 2-74

項目	規 格	試験方法
開孔径粒度試験	○ 95 ≤ 0.2 mm	開孔径試験 (国土センター試験)
透水試験	φ V > 10 φ S, φ S=Ks/L	垂直方向透水性試験
厚さ	10 mm 以上	
引張強度	9.8 N/mm ²	JIS L 3204
化学性安定性 (強度保持率)	70% 以上 130% 以下	JIS K7144 準用 (5 ≤ PH ≤ 9)
耐候性 (強度保持率)	70% 以上 130% 以下	JIS A1410、JIS A1415 準用
燃焼性	難燃	JIS L 1091
摩擦係数	静止摩擦係数 $\mu \geq 0.5$	国土センター試験

注) 1 上表は「河護岸用吸出し防止シート評価表」(建設大臣認可)による品質及び規格による。

2 注) 1 以外で公的試験機関により諸条件を充分満足している製品については、使用前に見本及び材質試験データを工事監督員に提出し、確認を得なければならない。

3 製品として満足すべき均質性 (バラツキがない) を有すること。

2-15-5 コンクリート用膨張材

請負者は、コンクリートの硬化に伴う収縮による亀裂を防止するための膨張材の使用は設計図書によるもののほか、工事監督員と協議の上、使用するものとする。

2-15-6 特殊路面 (砂利道路面処理)

1 路盤

- (1) セメントは、ボルトランド (JSR5210) を用いる。
- (2) 安定処理には混合用アスファルト乳剤を用い、規格については表 2-75 の品質を有するものとする。

表2-75 セメント混合用アスファルト乳剤規格
(日本アスファルト乳剤協会) 1984

項目	種類及び記号	ME-C
エングラー度 (25°C)		2~30
ふるい残留分 (1190 μ m)	%	0.3以下
セメント混合性	%	1.0以下
蒸発残留分	%	57以上
蒸 発	針入度 (25°C) 1/10mm	60~300
	伸 度 (15°C) cm	80以上
残留物	三塩化エタン可溶分 %	97.0 以上
貯蔵安定度 (5日)	%	5 以下

(3) 骨材は切込碎石、碎石、砂利などを用いる。また在来砂利層と補足骨材の合成した粒度は、表2-76の粒度範囲に入るものを用いること。

表2-76 骨材の粒度範囲

ふるい目	ふるい通過重量百分率 %
37.5mm	95~100
19 mm	50~100
13.2mm	40~100
2.36mm	20~60
75 μ m	0~15

注) PIは9以下

(4) プライムコートにはPK-3を用いる。

2 表層〔アーマーコート(3層式標準型、改良型)〕

- (1) 歴青材料はアスファルト乳剤を用いる。但し、働く設計図書あるいは工事監督員がカットバックアスファルトの使用を示す場合は、それによるものとする。
- (2) アスファルト乳剤は、温暖期にはカチオン乳剤PK-1を一般に用いるが、冬期にはPK-2を用いる。その品質はJIS規格に適合したものを使用する。
- (3) 骨材は一般にS-13(6号碎石)、S-5(7号碎石)、ブラックチップ、ブラックサンドを用いる。碎石は歴青材料との付着が重要であることから、特に表面の清浄なものが必要である。

碎石の規格は表2-77、2-78に適合するものとする。

注1) ブラックチップとは、S-5(7号碎石)を加熱合材製造プラントにおいて、ストレートアスファルトと混合したものをいう。

注2) ブラックサンドとは、粗目砂(表2-79)を加熱合材製造プラントにおいて、ストレートアスファルトと混合したものをいう。

表2-77 碎石の品質

表乾比重	吸水量	スリヘリ量
2.45以上	3.0以下	130%以下

表2-78 碎石の粒度

碎石		ふるい通過重量百分率 (%)				
名杯	粒度	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm
S-13 (6号)	13~5	100	85~100	0~15		
S-5 (7号)	5~2.5		100	85~100	0~25	0~5

表2-79 粗目砂粒度

ふるい通過重量百分率 (%)						
4.75mm	2.36mm	1.18mm	600μm	300μm	150μm	75μm
8~100	60~90	40~80	20~60	10~30	0~10	0

3 ブラックチップ、ブラックサンドの製造

(1) ブラックチップ

- 1) ブラックチップに使用するS-5 (7号碎石) は舗装用骨材S-5 (7号碎石) の規格に適合したものを使用する。
- 2) ブラックチップに使用するストレートアスファルトはJISK2207舗装用石油アスファルトの規格に適合したものを使用する。
- 3) ブラックチップの配合は重量比にて、S-5 (7号碎石) 98%、ストレートアスファルト2%とする。
- 4) 混合時間及び混合温度は13-5「舗装工」に準ずる。

(2) ブラックサンド

- 1) ブラックサンドに使用する粗目砂は、舗装用骨材粗目砂の規格に適合したものを使用する。
- 2) ブラックサンドに使用するストレートアスファルトはJISK2207舗装用石油アスファルトの規格に適合したものを使用する。
- 3) ブラックサンドの配合は重量比にて、粗目砂97%、ストレートアスファルト3%とする。
- 4) 混合時間及び混合温度は13-5「舗装工」に準ずる。

空白ページ

第3章 土工

第3章 土工

3-1 適用

3-1-1 適用 土1

3-2 適用すべき諸基準

3-2-1 適用すべき諸基準 土1

3-3 土工一般

3-3-1 一般事項 土1

3-3-2 建設発生土等の処理 土3

3-3-3 伐開除根 土3

3-3-4 剣削工(切土工)一般 土4

3-3-5 盛土工一般 土4

3-3-6 道路盛土工 土5

3-3-7 山腹土工 土6

3-3-8 土の採取 土6

3-3-9 軟弱地盤の土工 土7

3-3-10 整形仕上げ工 土7

3-3-11 路床工 土7

3-3-12 しや断層 土7

3-3-13 素堀側溝 土7

3-3-14 床堀 土8

3-3-15 埋戻し 土8

3-3-16 作業残土処理工(残土搬出工) 土9

第3章 土工

3-1 適用

3-1-1 適用

- 1 本章は、土工について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第2章「材料」の規定によるものとする。

3-2 適用すべき諸基準

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。

- (1) 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)
- (2) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)
- (3) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)
- (4) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月)
- (5) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)
- (6) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル第4版 (平成25年12月)
- (7) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)
- (8) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)
- (9) 土木研究センター 多数アンカ一式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)
- (10) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)
- (11) 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月)
- (12) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月)
- (13) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)

3-3 土工一般

3-3-1 一般事項

- 1 本節は、建設発生土等の処理、伐開除根、掘削工(切土工)一般、盛土工一般、道路盛土工、山腹土工、土の採取、軟弱地盤の土工、整形仕上げ工、路床工、しゃ断工、素堀側溝、床堀、埋戻し、作業残土処理工(残土搬出工)、その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 地山の土及び岩の分類は、表3-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、工事監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された土質及び岩の分類の境界が現地の状況と一

致しない場合は、契約書第 17 条第 1 項の規定により工事監督員に通知しなければならない。なお、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

表 3-1 土及び岩の分類表

名 称			説 明	摘 要
A	B	C		
土	火 山 灰 土	未風化 火山灰土	締固めにより強度が増加する透明性の軽石質、砂礫類	
		風 化 火山灰土	(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等) こね返しにより強度が低下。	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土
	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(G F)
		砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土
	砂質土 及び砂	砂質土 (普 通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム
		粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土
	粘性土	高 含 水 比 粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土 シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
				(P t')
岩 ま た は	岩 塊 石	岩 玉 塊 石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 cm 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊破碎された岩、ごろごろした河床
	軟 岩	I	A 第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は 1 ~ 5 cm くらいのもの。	地山弾性波速度 700 ~ 2800 m / sec
		B	および第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は 5 ~ 10 cm 程度のもの。	
		II	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目にそつて相当進んでいるもの。 き裂間隔が 10 ~ 30 cm 程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	
石	硬 岩	中 硬 岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくとも相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔 30 ~ 50 cm 程度のき裂を有するもの。	地山弾性波速度 2000 ~ 4000 m / sec
		I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が 1 m 内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000 m / sec 以上
	硬 岩	II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。	

- 3 受注者は、盛土および地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。
- 4 受注者は、工事箇所に工事目的物に影響を及ぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処置方法等を工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には受注者は、応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに工事監督員に報告しなければならない。
- 5 受注者は、工事施工中については、雨水等の滯水を生じないような排水状態を維持しなければならない。

3-3-2 建設発生土等の処理

- 1 受注者は、建設発生土については、1-22「建設副産物」の規定により、適切に処理しなければならない。
- 2 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物の処理に関する内容等については、設計図書によるものとする。
なお、処理に関する内容を変更する場合は、工事監督員と協議しなければならない。また、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、必要な資料を提出の上工事監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、建設発生土処理に当たり処理方法等（場所、形状等）を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により工事監督員の承諾を得なければならない。
- 5 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

3-3-3 伐開除根

- 1 立木の伐開については、受注者は、工事監督員の承諾を得て関係者と立会の上、立木調査を行った後、着手しなければならない。
- 2 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表3-2に従い施工しなければならない。

表3-2 伐開除根作業

区分	種別		
	雑草・ささ類	倒木	立木・古根株
利用土としない切土箇所	地面で刈りとる	除去	根元で切りとる
盛土高0.5m以上の箇所			
軟弱地盤			
利用土とする切土箇所	根からすきとる	除去	伐根除去
盛土高0.5m未満の箇所			
土取場			

- 4 受注者は、伐開をする範囲が設計図書に示されてない場合は、切土法頭及び盛土法尻の外側1m、側溝等のある場合はこれの外側1mを標準として施工しなければならない。

- 5 受注者は、軟弱地盤の伐開にあたっては、在来地盤をそこなわぬように行わなければならぬ。
- 6 受注者は、用地外の立木根又は枝が用地内に広がっている場合の措置は工事監督員の指示によるものとする。

3-3-4 挖削工(切土工)一般

- 1 受注者は、河川施設等の上流側で掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって施設の機能に支障を与えてはならない。水中掘削を行う場合も同様とする。
- 2 受注者は、掘削工を行うにあたり、流水に著しい影響を与える場合は、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、掘削の施工に当たり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、掘削の施工に当たり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態(岩の有無)、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。
- 5 受注者は、掘削工の施工中、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、災害防止のため等緊急やむを得ない事情がある場合には、応急措置をとった後、その措置内容を直ちに工事監督員に報告しなければならない。
- 6 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、工事監督員と協議しなければならない。
- 7 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。
- 8 受注者は、掘削工を行うに当たり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を上部より下部に向かって行わなければならない。
- 9 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は工事監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
- 10 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。
- 11 受注者は、軟岩掘削、硬岩掘削において発破を行う場合、安全のため岩石が飛散しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵等を施工しなければならない。特に大規模な爆破を行うときは、施工方法についてあらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。

3-3-5 盛土工一般

- 1 受注者は、盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。ただし、舗装を前提とする道路盛土工の路床部においては、一層の仕上り厚を20cm以下としなければならない。なお、路床部とは、舗装道において凍上抑制層を含めた路体部の深さ1mまでの範囲をいう。
- 2 受注者は、盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。また、本条1で規定する路床部における盛土材料の最大寸法は、10cm程度以下としなければならない。
- 3 受注者は、盛土工の締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。

- 4 受注者は、盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、処理方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
- 6 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
- 7 受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を本条1項に示す盛土層厚の1／2の厚さまで搔き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。
- 8 受注者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようしなければならない。
- 9 受注者は、盛土工の施工中、予期できなかつた沈下等の有害な現象のあった場合は、工事を中止し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
ただし、災害防止のため等緊急やむを得ない事情がある場合には、応急措置をとった後、その措置内容を直ちに工事監督員に報告しなければならない。
- 10 受注者は、盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
- 11 受注者は、水中で盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。
- 12 受注者は、流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たって、一般道路を運搬に利用する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。
- 13 受注者は、地すべり地における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置及び盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。

3-3-6 道路盛土工

- 1 受注者は、在来道路等の上に薄い盛土を行う場合は、あらかじめその表面をかき起こして新旧一体となるよう入念に締固めなければならない。
- 2 受注者は、1:2より急な勾配を有する地盤上に盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。段切りの寸法は、原地盤が土砂の場合は最小高さ50cm、最小幅100cm以上、原地盤が岩の場合、岩表面に垂直に最小40cm以上を標準とする。
なお、段切を行わず根株を存置することにより、滑動防止を図る場合は、工事監督員と協議しなければならない。

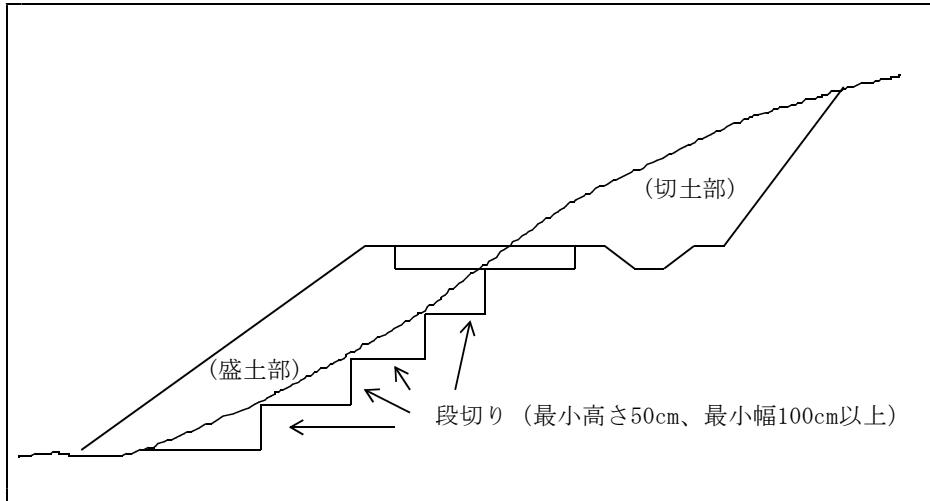


図3-1 盛土基礎地盤の段切

3-3-7 山腹土工

- 1 山腹斜面における土工は、原則として上部から施工しなければならない。作業中の落石、崩壊等の事故発生を防止するため、小範囲に区切り、短期に完成できるよう工程を定めて施工しなければならない。
- 2 受注者は、作業終了後には、切り取りした斜面を防護シートで覆い、降雨等による落石、崩壊を助長しないようにするとともに必要に応じバリケード、ロープ等により立ち入りを制限する等の措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、崩壊、落石等の危険が察知された場合は、直ちに作業を中止し住民及び作業員を一時避難させるとともに、工事監督員に連絡し、その後の措置について指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事区域内に崩壊しやすい土質の層、埋設物あるいは湧水等が認められたときは、すみやかに工事監督員と協議のうえ崩壊防止、湧水排除等の沿いを講じなければならない。
- 5 受注者は、切取、床掘りに際しては、過大にならぬよう入念に施工しなければならない。
- 6 土質の種類により法勾配が異なる場合は、受注者はあらかじめその境界を確かめ工事監督員の指示を受けなければならない。
- 7 受注者は、捨土箇所を変更する場合は工事監督員の承諾を受けなければならない。

3-3-8 土の採取

- 1 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により工事監督員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。

3-3-9 軟弱地盤の土工

- 1 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工に当たり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を常時点検しなければならない。
- 2 受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。
- 3 受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。
- 4 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、工事監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。
- 5 受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合は、工事を中止し、その措置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、災害防止のため等緊急やむを得ない事情がある場合には、受注者は応急措置をとった後、その措置内容を直ちに工事監督員に報告しなければならない。

3-3-10 整形仕上げ工

- 1 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、工事監督員に報告し、協議しなければならない。
- 2 受注者は、盛土部法面整形の施工に当たり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。
- 3 受注者は、平場仕上げの施工に当たり、平坦に締固め、排水が良好に行われるうようにしなければならない。
- 4 受注者は、斜面の掘削部法面整形の施工に当たり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、工事監督員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、芝の植付けに当たっては、原則として干天あるいは降雪の季節を避けなければならない。

3-3-11 路床工

- 1 受注者は、路床面の施工に当たっては、所定の縦横断形を有し、一様で十分な締固め度を得るように仕上げなければならない。
- 2 受注者は、切土路床面において、所定の支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、工事監督員と協議して施工するものとする。
なお、路床土が腐植土、軟弱土、その他の有害な土質の場合には、速やかに工事監督員に報告し、その施工について工事監督員と協議して施工するものとする。
- 3 受注者は、岩切取箇所の路床面近くでは、過度な爆破を避けなければならない。

3-3-12 しや断層

受注者は、しや断層用材料については、路床を乱さない方法で、所定の厚さに敷き均さなければならない。

3-3-13 素堀側溝

- 1 受注者は、素堀側溝の掘削については、設計図書によるものとし、定規のことなる断面ではなじみよくすりつけるものとする。
- 2 受注者は、素堀側溝の流末位置について設計図書に示しがない場合は、路体構築物等が被災しない位置に施工しなければならない。

3 受注者は、素堀側溝の掘削について、側溝法面及び側溝敷より湧水がある場合及び崩壊の恐れがある場合は、工事監督員と協議しなければならない。

3-3-14 床堀

- 1 受注者は、床掘りの施工に当たり、床掘り中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、処置方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
- 3 受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、工事を中止し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。ただし、災害防止のため等緊急やむを得ない事情がある場合には応急措置をとった後、その措置内容を直ちに工事監督員に報告しなければならない。
- 4 受注者は、床掘り仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しするものとし、浮石などは除去しなければならない。
- 5 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一、誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ、現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。
- 6 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滯水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
- 7 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて切削する必要が生じた場合には、事前に工事監督員と協議しなければならない。

3-3-15 埋戻し

- 1 受注者は、工事監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。
- 2 受注者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、設計図書にしめされていない場合は、一層の仕上り厚を 30 cm 以下を基本とし締め固めなければならない。
- 3 受注者は、埋戻し箇所に湧水や滯水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。
- 4 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は工事監督員と協議するものとする。
- 5 受注者は、埋戻しを行うに当たり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。
- 6 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しに当たり、埋戻し材に含まれる石等が一箇所に集中しないように施工しなければならない。
- 7 受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
- 8 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編7. 9 橋台背面アプローチ部」及び「道路土工盛土工指

針4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」を参考とする。

3-3-16 作業残土処理工（残土搬出工）

- 1 作業残土処理工とは床堀作業で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。
- 2 受注者は、作業残土を受入地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。

空白ページ